

令和 6 年度
自己点検・評価報告書

令和 7 年 6 月
宇都宮短期大学

この自己点検・評価報告書は、令和6年度の宇都宮短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

理事長 須賀 英之

学 長 須賀 英之

目次

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	1
〔テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神〕	1
〔テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果〕	6
〔テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証〕	9
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	16
〔テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程〕	16
〔テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援〕	29
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	41
〔テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源〕	41
〔テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源〕	47
〔テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源〕	52
〔テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源〕	55
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	69
〔テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ〕	69
〔テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ〕	70
〔テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス〕	73

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】

【テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神】

【区分 基準Ⅰ-A-1 建学の精神を確立している。】

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

＜区分 基準Ⅰ-A-1 の現状＞

須賀学園の建学の精神、教育理念及び宇都宮短期大学の教育目的は、以下に示すものである。

建学の精神「全人教育（人間形成の教育）」

建学の精神は「全人教育（人間形成の教育）」である。創立者 須賀栄子は、明治 33 年（1900 年）以来、学校の教育に専心するとともに、当時の寮生活において学生と寝食をともにし、文字どおり一人ひとりの個性を伸ばす生活指導を行った。それが、「全人教育（人間形成の教育）」の原点である。

教育理念

- 1 人間尊重の精神と豊かな人間性とを啓培し、民主社会における真にのぞましい人間を育成する。
- 2 円満な教養と高い徳性とを培い、個々の特性の伸長につとめ、心身ともに健康な人物を育成する。
- 3 自主自立の気風を高め、忍耐力と実践究明の態度を涵養し、勤労と責任を尊ぶ人材を育成する。

宇都宮短期大学の教育目的

本学は、教育基本法及び学校教育法の精神に従って大学教育を施し、一般教養及び専門の知識と技能を授け、文化の創造と発展に貢献し得る有為な青年を育成することを目的とする。（学則第 1 条の 2）

建学の精神「全人教育（人間形成の教育）」は、「教育理念」を明確に示すものとなっている。建学の精神と教育理念に基づき、教育目的を学則第 1 条の 2 に定めている。

教育基本法では、教育の目的（第一条）は、「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」とし、教育の目標（第二条）は、「教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。① 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとと

もに、健やかな身体を養うこと。②個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。③正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。④生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。⑤伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。」となっている。また、大学（第七条）は、「学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。」としている。建学の精神「全人教育（人間形成の教育）」、教育理念、及び宇都宮短期大学の教育目的は、教育基本法に基づいた公共性を十分に有するものである。

建学の精神は、「大学案内」、本学ホームページ等に記載して公表している。また、本学園の歴史を著した冊子『ひかり輝く「全人教育」須賀学園の100年』を新入学生に配付し、ホームページにも公開しステークホルダーが本学の建学の精神を認識できるように努めている。その他、高校教員や受験生及びその保護者等ステークホルダーから理解を得るため、例年実施している県内高校教員対象の説明会、教職員の高校訪問、オープンキャンパス、各種進学相談会等の機会に教職員が直接説明をしている。

学内においては、学生、教職員、保護者、来賓が出席する入学式、学位授与式で学長自ら建学の精神について説明するとともに、各学科長から全学生が参加する年度初めの学科別オリエンテーション、合宿交流研修の学科長講話の中で説明・周知している。さらに、平成29年度から学生に建学の精神についてより深い理解と認識を図るため、『全人教育講座』を各学科・専攻課程の必修科目とし、1年次の前期に配置している。本科目は、学長及び専任教員が各専門分野をオムニバス形式で担当している。学生が、建学の精神「全人教育（人間形成の教育）」、各専門分野の教育内容、人材養成の目的等の関係性を理解し、自ら積極的に学ぶ姿勢を作ることを目的としている。

本学の建学の精神を含んだ学科ごとの人材の養成に関する目的・教育目標については、学生便覧やシラバスに記載している。これらはポータルサイトにも掲載し、学生はいつでもアクセスできるようになっている。

また、新任専任教員は、上記の『全人教育講座』において、学長の担当日に出席して講義を受けている。さらに、例年実施している非常勤講師も含めた講師会において学科長から建学の精神や教育目的について説明を受けることで、定期的に確認・共有している。

令和7年度からは、建学の精神を次のように記載することになった。学生便覧をはじめ、ホームページ、学校案内等に明示している。

建学の精神は、「全人教育（人間形成の教育）」です。創始者 須賀栄子は、明治33年（1900年）の共和女学校創設以来、学校の教育に専心するとともに、当時の寮生活において、学生と寝食をともにし、文字どおり一人ひとりの個性を伸ばす生活指導を行いました。それが、「共和（共にあい和して事にあたる-史記）の精神による全人教育」の原点です

「全人教育（人間形成の教育）」とは、「学生生徒一人ひとりが持って生まれた優れた個性・能力・特質を最大限に伸ばしていく人間教育」です。

〔区分 基準Ⅰ-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。〕

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

＜区分 基準Ⅰ-A-2の現状＞

本学では、日常の教育研究結果に基づき、主に地域福祉開発センターが中心となり、公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放等で地域・社会貢献活動を実施している。令和6年度は新型コロナウイルス感染も落ち着き、対面で実施した。

音楽科は、教員・学生・卒業生による演奏会や、客員教授らによる音楽講座・ワークショップを実施して、地域社会への音楽文化の普及、向上に努めている。リカレント教育では、「リカレント教育のためのピアノ研修会」として、6月に東京学芸大学名誉教授の椎野伸一先生による「受け継がれたリスペクト～作曲家たちの技術と精神性～」と題したピアノ研修会、2月には本学客員教授の赤松林太郎先生によるレクチャー&コンサート「ショパンを弾こう～ショパンにとってのワルツとは～」を、本学音楽科学生・卒業生、地域の音楽関係者・指導者及び音楽科教員を対象に実施した。ピアノ指導法や音楽表現の大きな可能性を学び、参加者からは充実した研修会であったとの評価を得た。

人間福祉学科では、3月に、卒業生を対象に本学教員による「対人援助職の為のリカレント教育講座」を実施した。テーマは、「Ⅰ部：救急蘇生法・応急手当（乳幼児・成人気道異物除去法等）・災害介護対応・救急情報連絡シート作成」と「Ⅱ部：学びと交流！ホームカミングデイ」の2部構成で行った。「現場や日常生活での不慮の事故防止」「急変時の応急処置」及び「救急搬送要請時の医療機関情報連絡共有カード」の作成の試みと卒後の課題や苦悩の共有、情報交換の場としての機能と連帯を深める場を目的とした。参加者から「勉強になった」、「いざという時の備えとして準備したい」との回答があった。また、「自分以外の卒業生の近況を聞くことで、一人で考え込んでいたことや悩みが軽くなった」との感想を得た。

食物栄養学科は、公開講座として、8月に親子料理教室「栄養バランスの良い食事を楽しく作ろう！」と、働く世代の料理教室「手軽で簡単、生活習慣予防にもなる食事を作ろう！」、9月に家庭の食品衛生の向上のために、実験実習「キッチンの衛生は大丈夫？～実験室で調理器具の清浄度検査をしてみよう！」、2月に高齢者向け料理教室「フレイル予防のための食事作り」を開催した。親子料理教室は、母親や父親と一緒に参加し、楽しく協力し合って調理していた。中高年対象の料理教室も常連の参加者に交じって20代の方の参加があった。さらに、将来管理栄養士資格取得をめざす学生がいることから、その国家試験受験対策として、2年次後期に「食物栄養特別演習」を開講している。この科目を「管理栄養士国家試験対策講座」として、本学科の卒業生のリカレント教育とともに、栄養士資格をもつ方を対象に開放授業としている。令和6年度は、在学生とともに本学卒業生と外部の受講生9名が受講した。

各学科とも地域・社会の行政、商工業、教育機関及び文化団体等と連携し、交流活動を

実施している。3学科共通のものでは、①栃木県教育委員会主催「とちぎ子どもの未来創造大学」、②栃木トヨタ自動車のコミュニティ施設「ミナテラスとちぎ」、③本学附属中・高校および県内の高校との高大連携授業等がある。

① とちぎ子どもの未来創造大学

「とちぎ子どもの未来創造大学」は、3学科の輪番制で実施し、令和6年度は人間福祉学科が7月に「とちぎ子どもの未来創造大学 in 宇都宮短期大学」として実施した。福祉施設の職員、利用者との共同企画により、利用者の皆様とのかかわりの中で共同創作を体験実施した。

② ミナテラスとちぎ

「ミナテラスとちぎ」のイベントは、栃木トヨタ自動車のコミュニティ施設「ミナテラスとちぎ」と「大学連携親子ワークショッププログラム」として、姉妹校の宇都宮共和大学子ども生活学部と共同で内容を計画して実施している。令和6年度は、子ども向けのリトミックワークショップ、コンサート及び親子料理教室等を年間10回開催した。このうち、本学は4回担当した。音楽科は、6・8・10月にリトミック、リズム遊び、楽器体験、楽器作り、ミニコンサート等を交えながら、親子で気軽に音楽や楽器に触れ合える時間を提供した。限られた人数と参加しやすい形態での開催内容が好評で、未就学児を連れた親子の参加が多く、毎回募集がすぐにいっぱいになるなど人気の催しとなった。

食物栄養学科は3月に「親子で楽しいカップ寿司づくり」担当した。ひな祭りの2日前の開催となり、簡単にできる寿司とミルクもちを作った。「家でもさっそく作ってみたい」「家族につくってあげたい」と好評であった。

③ 本学附属中・高校及び県内の高校との高大連携授業

附属校との高大連携授業では、年間計画を立てて附属中学・高校を対象として授業を開催している。令和6年度は8件実施した。また、県内の高校との連携授業は、宇都宮共和大学と共同で専任教員の専門分野を生かした出前授業を実施するために、例年『課外授業』の冊子を更新し、5月の高校訪問時に訪問校に配布・説明をして要望に合わせて出前授業を実施している。県内の高校からの依頼や見学を受けて授業を実施し、6年度は2件行った。さらに、例年3月に高校生を対象に『わくわく春の大学体験講座』を実施している。この講座は、高校生が大学の希望する分野でどのようなことを学ぶのか、進学に関する基本事項等を知ることができるように、宇都宮共和大学・宇都宮短期大学の学部学科の教員のほかに、他大学やリクルートに講師依頼をして、高校生やその保護者に広く情報を提供するものである。

県や市の行政機関、企業、文化団体、放送媒体との交流活動（演奏会等）を学科別で実施している。音楽科は、栃木県主催の日光大使館別荘サマーフェストに学生が演奏参加した他、「ミズベリング宮の橋田川活性化プロジェクト」、「日光田母沢御用邸青春コンサート」、宇都宮美術館「第25回 U-moa コンサート in 文化の森」等に演奏協力した。また、宇都宮芸術財団主催の毎月の定期コンサートに運営協力している。さらに、県域ラジオ放送局エフエム栃木にて本学音楽科提供の番組を放送し県内の芸術家や演奏会情報を紹介している。

食物栄養学科では、成人を対象とした料理教室は、宇都宮市健康福祉課の生活習慣病やフレイル予防の出前授業の協力を得て講義と調理実習を合わせて実施している。前半の講義の部分を宇都宮市の管理栄養士が、後半の実習部分を本学教員がそれぞれ担当して、日常の食生活の実践に繋げている。今年度も新情報を取り入れて講義をされ、受講生は熱心

に受講していた。また、食物栄養学科1年生を対象に、例年、地域の食産業見学を実施して、地域の食の現状を見聞するとともに収穫体験をし、地産地消や食品ロスをなくすためのレシピ提案をしている。6年度は県の農政部や食品加工企業の協力を得て、農畜産物の特産物や食品加工会社の現状に関する特別講義を聴講するとともに、県畜産酪農研究センターや食品加工会社の見学をした。学生からはたくさんの学びをしたと好評であった。さらに、宇都宮市では「宇都宮市食育推進計画」の推進を図るため、宇都宮市長を会長として、教育関係、家庭及び地域関係、経済関係など様々な分野のメンバーで「うつのみや食育フェア実行委員会」を組織し、秋に「食育フェア」を開催している。今年度は宇都宮ライトキューブ&ライトヒルで実施された。本学も1年生が栃木県の特産物に関するパネル展示、子ども向けの食育クイズ、成人向けの体組成計を用いた計測等を実施して健康向上のための食生活の啓発を行った。

教職員、学生ともにボランティア活動を推奨している。3学科共通の活動では、地域や施設等からボランティアの募集があったときは、学生委員会が窓口となり、学生に紹介して実施している。学内で年度当初に企画しているものとして、12月に本学シティキャンパスで開催される「クリスマスマーケット」では、各学科の担当日を決めて、それぞれ日頃の学習成果を踏まえた展示物の掲示やパフォーマンスを上演するとともに、学生作成の資料等を配布して、地域・社会に貢献している。

学科別では、音楽科は、例年12月に附属高校須賀栄子記念講堂において「クリスマスコンサート」のスタッフとして、栃木トヨタの「ミナテラスとちぎ」のイベントでは、リトミック、リズム遊び、楽器体験、楽器作り、ミニコンサート等を、音楽療法士専攻コース担当の教員と学生のボランティア活動として、Tiny（障がい幼児と親子のつどい）や乳児施設、特別支援学校、病院、老人福祉施設等でボランティア演奏会やセッション等において活動している。食物栄養学科は、各種料理教室において学生がボランティアとして参加者の調理支援をしている。大学祭では、ボランティア学生が「地域の食材を使用し、からだにやさしいお菓子」をコンセプトにお菓子作り、販売を通して地域貢献をしている。また、6年度は12月の宇都宮駅東口の活性化を図る「MIZBERING 宮の橋」のイベントにおいて、音楽科教職員と学生によるミニ音楽会、食物栄養学科も菓子製造販売を行った。

＜テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神の課題＞

本学の建学の精神を学生に周知し、意識を高めて学習成果の向上と学生生活の充実を図るために、「全人教育講座」を必修科目として開設している。学生の卒業時の学生生活に関する調査において、建学の精神への理解と認識は高まっているが主体的に学ぶ姿勢を養うために、建学の精神について繰り返し周知していく。また、建学の精神は、今の時代に相応しいものとなっているかどうか、継続的に検討する。

＜テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神の特記事項＞

必修科目である『全人教育講座』において、須賀学園創始者や関係者に関する学長自らの講義は、学生の学園・大学に対する親密感と学びへの意欲を高めている。

[テーマ 基準 I-B 教育の効果]

[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。]

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-1 の現状>

学園の建学の精神・教育理念に基づき、宇都宮短期大学の教育目的を定め、さらに学科・専攻課程ごとの人材の養成に関する教育目的・目標を定めている。これらの教育目的・目標は、学外に対しては大学案内、ホームページ等に明記して表明している。学内においては、学生には学生便覧やシラバス、ポータルサイトに記載し、建学の精神とともに学科ごとの教育目的・目標も含めて説明・周知することで、学生及び教職員ともに認識を高めている。

本学の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか、卒業生への聴き取り調査や就職先聴き取り調査の結果等からも、定期的に点検している。

[区分 基準 I-B-2 学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。]

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-2 の現状>

本学の学習成果を建学の精神「全人教育（人間形成の教育）」に基づき定めるとともに、学科・専攻課程別の学習成果を各学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき、定めている。これらの学習成果は、学内に対しては、学生便覧とシラバスに明記して表明し、ポータルサイトにも掲載している。学外に対しては本学の大学案内やホームページ等に明記して表明している。

学校教育法では、「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的・道徳的及び応用能力を展開させることを目的とする。」（第83条第一項）とし、第108条第一項で、「この目的に代えて、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は实际生活に必要な能力を育成することを主な目的とすることができる。」としている。本学では、学校教育法に基づいて、教育目的を決め、学習成果を定めている。さらに、学科・専攻別に人材の養成に関する教育目的・目標を定め、それに基づいて学科・専攻別学習成果を定めている。学校教育法の改正等を常に確認しながら、本学の学習成果と学科・専攻別学習成果を点検している。

また、学校教育法の短期大学の規定に照らして、学習成果をカリキュラムの見直しを含

めて定期的に点検している。

学習成果は、科目レベルでは、成績評価や授業改善アンケート等により査定し、機関レベルでは、成績一覧、学位取得数、資格取得数、成績分布、就職率、学生生活に関する調査（卒業時）、卒業生への聴き取り調査、就職先聴き取り調査などで査定している。

【区分 基準 I・B・3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。】

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

＜区分 基準 I・B・3 の現状＞

本学では、「宇都宮短期大学の目的に関する内規」として規程を整備し、建学の精神「全人教育（人間形成の教育）」、学則に基づき、機関レベルの学習成果と各学科・専攻課程の「人材の養成に関する教育目的・目標」、「学習成果」、さらに、「卒業認定・学位授与方針」、「教育課程編成・実施の方針」、「入学者受入れの方針」を定めている。学習成果は、①「自立・自立した生活者なるべき必要の知識や技術」、②「専門分野に必要な基礎的な知識や技術」、③「専門性を生かし地域貢献ができる知識や技術」の修得を柱にし、これに対応するように三つの方針を一体的に定めている。

各学科・専攻課程の「卒業認定・学位授与方針」は、建学の精神「全人教育（人間形成の教育）」のもと、学習成果に対応して地域社会のニーズに応え、社会貢献できる幅広い教養と専門の知識や技能を身につけた専門性の高い有為な人材の育成を目指したものである。「教育課程編成・実施の方針」は、「卒業認定・学位授与方針」に基づき、「学習成果」を体系的に獲得するために定めた方針であり、これに従って必要な授業科目を配置している。入学者受入れの方針は、各学科・専攻課程の学習成果を獲得し、目的・目標にしている人材を育成するため、高等教育に備える基礎学力を身につけた各専門分野に対する学習意欲が旺盛な人物を受け入れるとしている。

これらの方針は、学習成果との関連性を明確にするために、平成 26 年度に教授会の審議を経て決定している。その後も、各学科において見直しを行い、平成 29 年度に一部を改定し、平成 31 年 4 月の食物栄養学科新設の際、新たに食物栄養学科の三つの方針を策定した。令和 3 年度には「卒業認定・学位授与方針」の中に成績の評価基準・評価方法と資格取得要件等を加えて一部改定し、教授会の審議を経て学長が決定し理事会に報告している。

各学科・専攻課程ともに、三つの方針を踏まえた教育活動を実施している。具体的には、入学希望者に対して本学で学ぶ基礎的能力や専門分野への学習の意欲を個々の入試区分において確認して入学を許可している。入学者には、本学の建学の精神とともに、各学科・専攻課程の人材の養成に関する教育目的・目標、学習成果、卒業認定・学位授与方針、教育課程編成・実施の方針等を説明し、日々の教育研究を進めている。各学科・専攻課程の学習成果は、シラバスの最初のページに明記し、各科目の授業概要、学習の成果と内容、成績の評価等など詳細に記載して、授業科目の成績評価の際に的確に反映させている。

また、それぞれの学習成果に対応する教育課程編成・実施の方針に基づいて配置した各科目の学習の成果を、卒業認定・学位授与方針の成績評価の基準、「履修細則」、「試験細則」に則り成績評価をし、教授会で認定している。令和5年度に「履修細則」と「試験細則」を見直し、6年度はそれに基づいて実施している。

三つの方針は、学内外に、シラバス、大学案内や本学ホームページで公表している。

＜テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果の課題＞

成績は、平成29年度から、90点以上S、80点～89点A、70点～79点B、60点～69点C、59点以下D（Dは不合格）の5段階評価をしている。シラバスの記載内容を短期大学設置基準や教学マネジメント指針等に基づき、令和4年度から本学の目的に関する内規を改定し、卒業認定・学位授与方針にルーブリック法を取り入れた成績評価の基準・方法を導入した。評価基準の具体的項目は、到達目標（学習の成果）を取り入れている。令和5年度の認証評価で、学士力と学習成果との関係、学習成果と卒業認定・学位授与方針との関連づけの仕方、及びシラバスの表記等に関して、より評価しやすい表記方法のアドバイスをいただいた。6年度は、7年度から第4期認証評価開始に伴う評価項目が改正されたことから、本学と各学科・専攻の三つの方針を全面的に見直し、改定した。令和7年4月1日より施行している。

量的・質的データを効果的に利用して教育の質保証の向上に有効なシステム作りが課題である。学修のポートフォリオについてもクラウドシステムを含めて、引き続き検討を行っている。令和3年度入学生から学生には、Chromebookを全員携帯させ、Google Classroomを利用した学修ポートフォリオを進めている。

＜テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果の特記事項＞

各学科・専攻課程の教育の目的・目標と学習成果及び三つの方針との関係は、それぞれの入学後のオリエンテーション（教務ガイダンス）で、カリキュラム・マップやカリキュラム・ツリーを用いて、科目の特徴や科目相互の関係性について説明し、教育の効果向上に努めている。

[テーマ 基準 I-C 内部質保証]

[区分 基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

<区分 基準 I-C-1 の現状>

本学では、学則に定める教育目的の達成のために、学内の教育・研究活動に関する自己点検・評価活動を検証し、改善策を検討することを目的として「内部質保証会議規程」を制定して、内部質保証会議を開催している。さらに、「自己点検・評価委員会規程」及び「自己点検・評価推進部会細則」、「自己点検・評価推進部会 FD 部会内規」、「自己点検・評価推進部会 SD 部会内規」を定め、それぞれ目的と任務及び組織を整備している。

自己点検・評価委員会は、「自己点検・評価委員会規程」に基づき、副学長、学科長、図書館長、教務委員会・学生委員会・入学試験・広報委員会・就職委員会・キャンパス・ハラスメント防止・啓発委員会の各委員長、教職課程運営委員会委員長、地域福祉開発センター長、事務局長、推進部会委員長及び ALO で組織し、委員長・副委員長に学科長を充てて運営している。さらに、「自己点検・評価推進部会細則」に基づき、推進部会委員を定めて、自己点検・評価活動を計画的に進めている。

令和 6 年度の内部質保証会議、自己点検・評価委員会および自己点検・評価推進部会の各々の構成員と担当者を以下に示す。

内部質保証会議の構成員と担当者

構成員	氏名
学長	須賀 英之
副学長	直井 文子
学科長（音楽科）	新井 啓泰
学科長（人間福祉学科・社会福祉専攻主任）	堀 圭三
人間福祉学科・介護福祉専攻主任	益川 順子
学科長（食物栄養学科）	百田 裕子
事務局長	江田 壮一
学園事務長	井上 淳史
学園監事	齋藤 秀雄

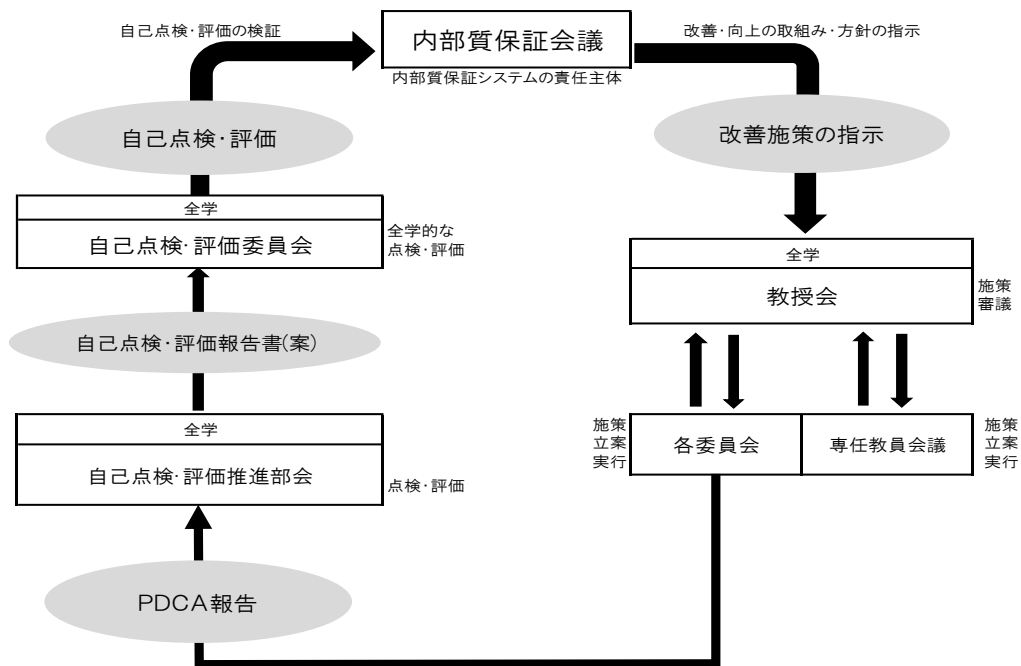
自己点検・評価委員会（構成員、担当者）

構成員	学科	氏名
副学長	—	直井 文子
委員長	—	新井 啓泰
副委員長（学科長）	—	百田 裕子
学科長	音楽科 人間福祉学科 食物栄養学科	新井 啓泰 堀 圭三 百田 裕子
教務委員会委員長	—	百田 裕子
学生委員会委員長	—	阿久澤政行
入学試験・広報委員会委員長	—	小野 篤司
研究・図書委員会委員長	—	直井 文子
就職委員会委員長	—	土橋 典子
キャンパス・ハラスメント防止・啓発委員会委員長	—	鎌田 亮子
地域福祉開発センター長	—	益川 順子
教職課程運営委員会委員長	—	杉山 正明
事務局長	—	江田 壮一
自己点検評価推進部会委員長	—	益川 順子
ALO	—	堀 圭三

自己点検・評価推進部会（構成員、担当者）

構成員	氏名
委員長（人間福祉学科介護福祉専攻主任）	益川 順子
副学長	直井 文子
学科長（音楽科）	新井 啓泰
学科長（人間福祉学科）	堀 圭三
学科長（食物栄養学科）	百田 裕子
食物栄養学科	久保田浩美
音楽科	坪山 恵子
事務局長	江田 壮一

自己点検・評価活動は、次ページの本学の内部質保証システムに基づき、定期的に行っている。



- ①各委員会はそれぞれの目的を達成するための職務について施策・立案（Plan）し、活動（Do）して、その内容を評価（Check）し、改善（Action）案を PDCA 報告にまとめて、自己点検・評価推進部会に提出する。
- ②自己点検・評価推進部会は、その内容を分析、点検・評価して報告書（案）としてまとめ、自己点検・評価委員会に提出する。
- ③自己点検・評価委員会は、自己点検・評価を実施し、その結果を学長に報告する。
- ④学長は、③の報告を受けて自己点検・評価の検証をするために、内部質保証会議にかける。
- ⑤内部質保証会議は、自己点検・評価委員会から提出された自己点検・評価の内容を検証し、改善・向上の方針や取り組みを教授会に指示する。
- ⑥教授会は、内部質保証会議から指示された改善施策について、①の各委員会に具体的な施策の立案・実行を促す。

このプロセスを基本的には前期・後期と繰り返し、各委員会は各学科の情報や課題を共有し、かつ、PDCA 報告を作成して確認しながら、活動している。1 月には、自己点検・評価推進部会が各委員会から提出された PDCA 報告をもとに自己点検・評価報告書（案）を作成している。その内容を自己点検・評価委員会で確認し、2 月に当該年度の自己点検・評価結果を学長に報告している。それをもとに、年度末に内部質保証会議を開催し、検証して、次年度の活動へとつなげている。

自己点検・評価報告書の作成は、AL0 からの報告書作成のための評価基準等の情報を基に、自己点検・評価委員会で評価項目に該当する分野の担当委員会を決めている。2 月に各委員会が当該年度の PDCA 報告を自己点検・評価推進部会に提出し、自己点検・評価推進部会で報告書案を作成している。その後、自己点検・評価委員会で取りまとめて、学長に提出している。学長は、内部質保証会議にかけて検証し、その結果を学長は理事長に報告し

ている。報告書は毎年度作成して公表、評価年に大学・短期大学基準協会に提出するとともに、公表している。

全教職員は、いくつかの委員会に所属して委員会活動をしている。各委員会の活動計画は、教授会でPDCA 報告により共有し、それぞれの実施策が提案され、審議し、実施後はその報告がなされている。全教職員は学科別・全学の自己点検・評価活動に関与し、協働で教育の質の向上に努めている。

本学では、附属高校からの入学者が約半数を占めることから、附属高校の第3 学年担任会、教員・生徒との連携授業や保護者・高校教員による入試相談会等で意見交換をして、本学に対する要望等を取り入れて、自己点検・評価活動を進めている。さらに、アドミッションセンターと入学試験・広報委員会を中心として業界主催の入試相談会に積極的に参加し、教育界の情報を取り入れて内部質保証に役立てている。

各委員会は、毎年定期的にPDCA サイクルを働かせ、自己点検・評価の結果を共有し、改革・改善に活用して、内部質保証に取り組んでいる。

【区分 基準 I-C-2 教育の質を保証している。】

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のためのPDCA サイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

<区分 基準 I-C-2 の現状>

本学は、学習成果を査定するための「アセスメント・ポリシー」を定め、令和5 年度から運用している。各学科・専攻課程では、2 月に卒業判定会議を開催し、学習成果に基づく、卒業認定・学位授与方針を満たす人材になったかどうかを、成績一覧、学位取得数、資格取得数、成績分布等により確認している。これは、学習成果に基づく教育課程編成・実施の方針によって編成された科目履修を集約した結果である。

科目レベルでは、科目ごとに到達目標（学習の成果）、成績評価の方法・基準をシラバスに示したうえで授業を行い、各学科の「試験細則」に則り、筆記試験、論文、レポート、実技等によって達成度を測定している。成績は100 点法により、S：90 点以上、A：89～80 点、B：79～70 点、C：69～60 点、D：60 点未満の5 段階評価をしている。C 以上は合格として単位を認定する。D の場合は手続きを経て再試験を受験することができ、合格すればC として単位を認定する。前期・後期末に実施している学生による「授業改善アンケート」結果も、科目レベルと各学科・専攻課程レベルの学習成果を査定するために用いている。

さらに、学生のGPA 評価（音楽科は5 段階評価）も含めた成績一覧と学外・学内の活動状況や就職状況を確認し、学位授与式における総代候補者・各種表彰者、学科長表彰候補者を選考している。

卒業後の学習成果の査定については、卒業生への聴き取り調査、就職先聴き取り調査を行い、機関レベルの学習成果、各学科・専攻課程レベルの学習成果の査定に用いている。

査定の手法については、令和4年度から、シラバスに成績評価の基準と具体的な評価項目及び成績評価の方法を記載している。各学科・専攻課程の学習成果、三つの方針は、大学（機関レベル）の学習成果に基づき、各科目の到達目標（学習の成果）は、各学科・専攻課程の学習成果に基づいてそれぞれ作成している。

科目レベルでは、シラバスに示した到達目標（学習の成果）（P）の獲得のために授業を行い（D）、成績評価や授業改善アンケートにより、教員の授業内容や方法を点検し（C）、また、FD研修などを踏まえ、授業方法等の改善のための報告書を作成している（A）。

各学科・専攻課程の学習成果に基づく、卒業認定・学位授与方針を満たす人材になったかどうかについては、学生の成績を集約し、成績一覧、学位取得数、資格取得数や学内・学外の活動状況、就職状況で点検し（C）、見直しの必要が生じた場合には、三つの方針を点検する（A）。また、卒業生への聴き取り調査、就職先聴き取り調査を加味した結果（C）から見直しの必要が生じた場合は、各学科・専攻課程の学習成果を点検するとともに、機関レベルの学習成果を点検する（A）。2年次終了時に成績分布等による資料を作成し、各学科で結果をもとに学習成果と課題を共有している。

法令、省令の変更等があれば、教授会にて周知し対応している。令和3年度には、関東信越厚生局による「介護福祉士学校に対する指導調査」が実施され、指摘事項はなかった。社会福祉士介護福祉士学校指定規則の改正に伴う学則変更や令和4年度入学生から適用された教育職員免許法施行規則の改正、令和4年10月には、短期大学設置基準の一部変更について、教授会にて事務局より報告があり、教職員間で相互確認するなど、法令を遵守している。令和6年度は、関東信越厚生局による「栄養士養成施設に対する指導調査」が実施された。履修証明書に記載ミスの指摘があったが、修正・提出して認められた。

＜テーマ 基準 I-C 内部質保証の課題＞

学習の成果を量的・質的データとして測定する仕組みについて、令和4年度から成績評価の基準・方法にループリック法を取り入れた。各科目のシラバスの成績評価の基準に、到達目標（学習の成果）を評価項目として記載することで、質的データを把握することが容易になった。科目担当教員は自己の課題を把握することができるようになったが、これらを学生と共有し、科目別、学科別、機関別質保証の向上を図る必要がある。また、学生と教員が共に学びの状況を把握しあい、フォローできる学修ポートフォリオ等のクラウドシステム導入のために、業者による説明会や情報収集、他大学での導入活用状況を調査し検討し始めているものの、ポートフォリオについて、学科の実情に合わせて検討し、取り組み状態（授業記録・振り返りシート・アンケート等）の情報交換を行い、量的・質的データに関する共通理解を深める必要がある。

また、6年度は宇都宮短期大学と3学科・専攻の三つの方針の見直しを行い、改定した。令和7年度から施行している。これらをもとに成績一覧、学位取得数、資格取得数、成績分布等で学習成果を査定していく予定である。今後も定期的に「アセスメント・ポリシー」の内容を検討していく。

＜テーマ 基準 I-C 内部質保証の特記事項＞

令和3年度入学生から、Chromebook を学生全員に携帯させ、授業や学生生活に使用して

いる。さらに、Chromebook の有効活用をさらに進めていく予定である。

＜基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

第2期認証評価期間の平成28年度認証評価では、三つの意見の「向上・充実のための課題」として、テーマBの「教育の効果」において、「学科の学習成果を学科の教育目的・目標に基づいて明確に示しているが、専攻課程ごとに定めるとともに、科目レベルに示された成績の評価方法・基準及び到達目標の質的データとして測定する仕組みについて一層の改善が望まれる」との課題をいただいた。それに対して、学長の指示のもとに自己点検・評価委員会、教務委員会及び人間福祉学科専任会議において改善方策を検討し、「宇都宮短期大学の目的に関する内規」の改定案を作成し、教授会で審議して了承され、学長が決定した。自己点検・評価委員会を開催し、短期大学協会への報告書をまとめて短期大学基準協会へ提出した。本内規は、平成29年度から施行している。

成績の評価方法・基準及び質的データを測定する仕組みについては、平成29年度から5段階評価とした。令和3年度にループリック法について検討し、令和4年度から導入した。

これらの改善をもとに、自己点検・評価活動を実践し、令和5年度に第3期認証評価期間の認証評価を受審した。建学の精神と教育の効果に対する改善項目として、ループリックの認識、学習成果と卒業認定・学位授与方針との関連づけの仕方、シラバスの表記に関する改善が望まれるとの評価があった。6年度用のシラバスについては、3学科ともにシラバス作成要領に基づき作成されているか、専任教員全員でFD研修としてシラバスチェックを実施した。7年度用は、8月に「教学マネジメント研修」を実施し、シラバスの重要性についての認識を高めるとともに、シラバス作成要領も見直した。2月に専任教員全員でシラバスをチェックし、新年度に備えた。

(b) 今回の自己点検・評価による改善計画

令和5年度の認証評価を受けて、令和6年度は宇都宮短期大学と各学科・専攻の学習成果と三つの方針の見直しを全面的に行った。次年度からは、改訂した学習成果と三つの方針をもとに、教育の質保証の向上に向けて、PDCAサイクルを回し自己点検・評価により改善施策を立てて、実行していく。

(1) 学習成果の向上に向けた自己点検・評価活動をする。

令和7年度から施行している三つの方針をもとに、成績一覧、学位取得数、資格取得数、成績分布等で学習成果を査定していく。学習の成果を高めるために、学生自身の自己学習をさらに促進する。

例年実施している授業改善アンケートや卒業時の学生生活に関する調査から、学生自身の自己学習（事前・事後学習）に関する設問に対して、他の項目よりも評価が低かった。学生自身が積極的に学ぶ姿勢を養うことが求められていることから、シラバスの記載内容も学生と教員が共有して共に学び合うための内容に変化させている。令和5年度のシラバスには、事前・事後学習時間を講義・演習と単位数に合わせて、授業時間以外に必要な時

間数を表記し、具体的にどのような事前・事後学習をすべきかを記載した。これらに基づき、授業時間外の自己学習を促し、授業時間内の学びと共に学習意欲と効果を高めた。その結果、これまでよりも自己学習時間は伸びた。令和6年度は、各科目で事前事後学習課題を各回で具体的に記載することで授業を進め、自己学習時間は少しずつであるが増加している。さらに、学生が主体的に学ぶ姿勢を高めていく。

(2) 学習の成果を量的・質的データとして査定するための学修ポートフォリオを充実させる。

学習の成果を量的・質的データとして査定するために、令和4年度から成績評価・方法にループリック法を取り入れた。この結果に基づき、学生の理解度を正しく把握して、授業改善に活かしていく。また、学修ポートフォリオ等が推奨されていることから、本学も各学科の特長に応じて導入している。令和4年度に業者によるクラウドシステム導入の説明会を2回開催して検討したが、本学においては、音楽、福祉、食生活と各学科で学ぶの内容が異なり、ポートフォリオの内容について共通項目と学科別項目を策定が必要なことから導入に至っていない。学士力を踏まえた学習成果に改定したことから、各科目の評価項目も明確になりつつある。継続して検討し、学科の特徴を集積し、学生自身の学習意欲が高められる内容を策定していく。

成績の評価としてGPAによる評価は、人間福祉学科は平成28年以降、平成31年度に新設された食物栄養学科も開設時から導入している。音楽科は今後、導入の方向でカリキュラム改定を計画的に進めていく予定である。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

〔区分 基準Ⅱ-A-1 学科・専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。〕

- (1) 卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
 - ①卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (3) 卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-1 の現状>

本学では、「宇都宮短期大学の目的に関する内規」として規程を整備し、建学の精神「全人教育（人間形成の教育）」、学則に基づき、機関レベルの学習成果と各学科・専攻課程の「教育目的・目標」、「学習成果」、「卒業認定・学位授与方針」を定めている。機関レベルの学習成果である、①「自立・自立した生活者なるべき必要の知識や技術」、②「専門分野に必要な基礎的な知識や技術」、③「専門性を生かし地域貢献ができる知識や技術」の習得を柱にし、これに対応する各学科・専攻課程の学習成果と卒業認定・学位授与の方針となっている。

各学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針には、学習成果が得られた学生に対して学位が与えられることが明記されており、成績評価の基準、資格取得要件も示されている。また卒業の要件は、学則第 11、12 条に示され、より詳細な卒業の要件は、履修細則に定めている。

資格取得の要件は、音楽科の中学校教諭第二種免許状（音楽）は音楽科履修細則第 4 条第 2 項に定めている。人間福祉学科の社会福祉士及び介護福祉士国家資格に関するものは社会福祉士及び介護福祉士資格取得規程に、食物栄養学科の栄養士国家資格は栄養士資格取得規程に定めている。これらの規程は「社会福祉士介護福祉士学校指定規則」、「社会福祉士及び介護福祉士法施行令の一部を改正する政令等の関係政令及び社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令等の関係省令の政令について（平成 30 年 8 月 7 日社援発第 0807 第 2 号、厚生労働省社会・援護局長通知）」、「社会福祉士学校及び介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針について（平成 30 年 8 月 7 日社援発第 0807 第 2 号、厚生労働省社会・援護局長通知）」及び「栄養士法施行規則第 9 条一項」に基づいて編成している。

さらに、本学では、より幅広い分野で活躍できるように、学科の特徴に合わせた民間資格の取得を推奨している。音楽科では音楽療法士 2 種、介護職員初任者研修が取得できる。人間福祉学科では両専攻ともにレクリエーション・インストラクター、福祉レクリエーション・ワーカーを、また、社会福祉専攻の医療事務履修モデルではメディカル クラークとドクターズクラークが取得できる。食物栄養学科では、フードスペシャリスト資格が取得できる。人間福祉学科と食物栄養学科共通の民間等資格は、社会福祉主事任用資格、キャ

ンプ・インストラクター、メククアップ技術検定3級がある。

各学科・専攻課程の卒業認定・学位授与方針は、本学建学の精神「全人教育（人間形成の教育）」のもと、教育基本法及び学校教育法の精神に従い、短期大学設置基準の卒業に係る法令に基づいて、一般教養及び専門知識と技能を習得し、地域社会に貢献し得る有為な学生の育成をめざしており、社会的・国際的に通用性があると考えている。音楽科、人間福祉学科及び食物栄養学科の学位は、順に、短期大学士（音楽）、短期大学士（人間福祉）、短期大学士（食物栄養学）となっている。

各学科・専攻課程の卒業認定・学位授与方針は、自己点検・評価委員会及び教務委員会で毎年、次年度のカリキュラム編成について検討する際に点検をし、改定の必要があれば、教授会の審議を経て学長が決定している。6年度は、学士力等も考慮し、時間をかけて検討し、令和7年4月1日から施行している。

[区分 基準Ⅱ-A-2 学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。]

- (1) 教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。
 - ① 短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
 - ② 学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ③ 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
 - ④ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
 - ⑤ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
 - ⑥ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 教育課程の見直しを定期的に行っている。

<区分 基準Ⅱ-A-2の現状>

各学科・専攻課程では、学習成果を達成するために卒業認定・学位授与方針を定め、それらに対応して教育課程編成・実施の方針を設定している。

教育課程編成・実施の方針は、各学科・専攻課程ともに学内には学生便覧、シラバス等で、学外には大学案内、ホームページ等で公表している。

各学科・専攻課程のカリキュラムは、短期大学設置基準第5条、第6条にある教育課程の編成方針に則り、基礎教育科目と専門教育科目に分けて編成している。入学時のオリエンテーションで、卒業認定・学位授与方針とカリキュラムの関係性を可視化するツールとしての「カリキュラム・マップ」と、カリキュラムの体系性・系統性を可視化するツールとしての「カリキュラム・ツリー」を用いて説明している。

基礎教育科目の『全人教育講座』と『キャリアデザイン』または『音楽キャリア講座』

は、各学科の必修科目としている。

各学科・専攻課程の授業科目は、学習成果に対応し、広い教養と自立・自律した生活者を目指す「基礎教育科目」、専門職に必要とされる能力を育成するための「専門教育科目（必修）」、仕事に情熱を注ぎ、社会貢献できる人材を育成するための「専門教育科目（選択）」として編成し、教養と専門的能力の養成と豊かな人間性を育むことを目指している。また、音楽科には、教職に関する専門教育科目をおいている。

単位の実質化を図り、各学科とも単位取得上限を年間 49 単位と各学科の履修細則に定めている。ただし、教職課程を履修する者、社会福祉士もしくは介護福祉士資格取得のための指定科目を履修する者及び栄養士資格取得のための指定科目の履修する者は、この上限を超えて履修科目の登録を認めている。

教育課程編成・実施の方針に基づいて実施される成績評価は、教育の質の保証に向けて厳格に適用している。短期大学設置基準第 11 条の 2 第 2 項に則り、履修細則を定め、シラバスで学生に対し明示している。授業科目の成績評価に学習成果が的確に反映するため、担当教員にはシラバス作成依頼時に、「学習の手引き（シラバス）作成要領」において、カリキュラム・マップ、カリキュラム・ツリーを示し、各学科・専攻課程の学習の成果と科目の到達目標（学習の成果）の整合性を考慮しながら作成するよう求めている。

各学科・専攻課程のシラバスは、学生が積極的に学ぶ姿勢を養い、教員と共有して学習につなげるものとして表記を統一し、通年科目は 30 コマ分を、音楽科の 2 ヶ年科目は 60 コマ分を一つのシラバスにしている。開講年次、開講学期、授業形態、単位数、担当教員、授業概要、到達目標、学習内容、準備学習、成績評価の方法・基準、教科書、参考図書、履修上の注意・学習支援、オフィスアワー、準備学習（予習・復習等）の具体的な内容及びそれに必要な時間、授業における学習の到達目標及び成績評価の方法・基準を明示している。高等教育の就学支援新制度の対象校となったことに伴い、令和 2 年度からは、実務経験のある教員に関する項目も明示している。

令和 6 年度からのシラバスは、教学マネジメント指針に基づく作成要領を作成し、依頼している。シラバスに必要な項目は、受理時に教務委員会が確認し、明示されていない場合には担当教員に修正を求めている。さらに FD 研修として専任教員全員でシラバスチェック表を用いて、教育課程の全授業科目に学習成果が反映しているか、各項目が適切に書かれているかについて確認している。

本学は、通信教育は行っていない。

カリキュラム見直しについては、定期的に行っている。音楽科では、吹奏楽・アンサンブル専攻コースを平成 30 年度に新設し、学校現場や社会人バンドなどで、演奏指導にとどまらず、運営やコンサートの企画などを通し、地域の音楽文化活動に貢献できる人材を育成している。平成 30 年度には教職課程の再課程認定申請が認められ、さらに令和元年度に見直しをして、令和 4 年度も科目を追加した。今後、令和 8 年度に予定している新専攻「DTM 専攻コース」の開設に伴い、令和 7 年度より科目を追加予定である。

人間福祉学科は、平成 28 年度入学生から、社会福祉専攻の履修モデルを改編して、社会福祉士履修モデルに加え、医療事務履修モデルを新設した。令和元年度に「社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正」が行われ、社会福祉士と介護福祉士養成課程における教育内容等の見直しが実施された。これに伴い、本学のカリキュラムも見直しを行い、令和 3 年

度から新カリキュラムを実施している。医療事務履修モデルについても、さらに見直しを図り、カリキュラムの改訂を行っている。社会福祉専攻では、地域の福祉向上のために健康スポーツを専門的に学ぶことができる「健康スポーツ履修モデル」を令和8年度に新設する予定で準備を進めている。

食物栄養学科は、令和2年度に完成年度を迎え、本学の学習成果の獲得を目的とした科目設定になっているか再点検し、専門教育と教養を主体とする職業への実施体制について検討した。その結果に基づきカリキュラムの改正を令和3年度に検討し、令和4年度より新カリキュラムで実施している。

各学科・専攻の教育課程の見直しについては、国家資格の専門職養成のための定期的な見直し時はもちろん、社会のニーズに合わせて常に求められている人材養成のための教育課程の見直しを実施している。

〔区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。〕

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-3の現状>

本学の教育課程は、短期大学設置基準に則り、基礎教育科目と専門教育科目で編成している。基礎教育科目は、本学の建学の精神「全人教育（人間形成の教育）」を実践するために、幅広く深く教養を培うように編成している。音楽科では、一般的な教養科目に加えて教職課程の履修に必要な科目、及び音楽療法士資格取得に必要な教養科目を加えて20科目を設定している。人間福祉学科の社会福祉専攻では、社会福祉の専門職として必要な科目を加えて13科目、介護福祉専攻では12科目を設定している。食物栄養学科では、理系の学びであることから、化学、生物学、数学などを含めた17科目を設定している。

各学科・専攻課程とも、基礎教育科目の中の『全人教育講座』と音楽科の『音楽キャリア講座』、または人間福祉学科と食物栄養学科の『キャリアデザイン』は、本学の建学の精神「全人教育（人間形成の教育）」の内容を学び、教養科目と専門科目の学びの大切とキャリア計画を立てて自己の素質を生かした生活の充実に向けた学生生活の基礎として必修科目になっている。また、人間福祉学科と食物栄養学科では、医療事務・福祉職や栄養士養成が目的であり、よりよい生活の対人サービスを基本とすることから、『生活科学』や『生活技術』を選択科目に設定し履修を推奨している。なお、各授業科目の担当教員は、教授会で審議して学長が配置している。

教養科目と専門科目との関連については、カリキュラム・ツリー、カリキュラム・マップを作成し、明確にしている。これらは、非常勤も含めた教員と学生が共有している。教養科目と専門科目の関連性の深い科目は、理解を高めるために、科目担当者間で直接または教務委員等を通して情報交換を行い、教育の向上に努めている。各学科とも、学習成果の獲得を目的として科目設定になっているか、点検するとともに履修状況等の確認も行っている。

教養教育の効果は、教養科目レベルでの成績評価と各学科・専攻課程レベルとして学期ごとの履修者全体の成績、および各学期末に実施している学生による授業改善アンケート結果より測定・評価し、改善に取り組んでいる。

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は实际生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果測定・評価し、改善に取り組んでいる。

＜区分 基準Ⅱ-A-4 の現状＞

各学科・専攻課程の卒業認定・学位授与方針は、建学の精神「全人教育（人間形成の教育）」のもと、教育基本法及び学校教育法に準拠し、短期大学設置基準の卒業に係る法令に基づいて、一般教養及び専門知識と技能を習得し、地域社会に貢献し得る有為な学生の育成をめざし、これに基づいて、学習成果を体系的に獲得するために、教育課程編成・実施の方針を定め、必要な授業科目を配置している。

本学のカリキュラムは、基礎教育科目と専門教育科目に分かれている。基礎教育科目では、広い教養を身につけ人間と生活を理解するための科目で編成し、その中で『全人教育講座』とキャリア講座（音楽科では『音楽キャリア講座』、人間福祉学科・食物栄養学科では『キャリアデザイン』）を必修科目としている。『全人教育講座』では、「建学の精神」を学び、加えて社会人・職業人として必要な基礎的知識の獲得をめざしたものである。また、キャリア講座でも、自分自身の仕事を通じた人生を設計・形成していく力を習得することを目的としている。これらの科目は、専任教員が担当し、担当教員の授業内リアクションペーパーと定期試験（レポート）を用いた評価を行っている。その他に、実際の生活を理解するために必要な科目や、専門科目を理解するために必要な基礎的教養を学ぶ科目を編成している。基礎教育科目では、卒業認定のために必要な単位数を定めており、また、各科目では成績評価の基準・方法を明示し評価を行っている。

専門教育科目では、各学科で将来就きたい職業に結びつくために必要な専門科目を編成している。専門教育科目の実習科目については、学内で学んだことを実際の現場で体験することによって、学生自身の職業に対する考え方を再認識する場でもあり、具体的な職業教育に結びついている。

音楽科では、「教職に関する専門科目」を置いている。教員免許取得を目指す学生に対しては、教職に関する科目を履修した上で、教育実習では150時間（3週間）の実習を行っている。教員は、教職に関する実践演習において、事前・事後指導を行っている。

人間福祉学科では、社会福祉専攻の社会福祉士履修モデルで社会福祉士国家試験受験資格取得を目指す学生に対して、指定科目を履修したうえで、所定の施設・機関で、240時間5単位の実習を行っている。各実習が効果的に実施できるように、「ソーシャルワーク実習指導（90時間）」で、実習事前・事後指導を行っている。

社会福祉専攻の医療事務履修モデルで医療事務関係の資格取得を目指す学生に対しては、病院・診療所等で 90 時間 2 単位の実習を行っている。実習が効果的に実施できるように、上記 90 時間のうちの 10 時間は、事前指導・事後指導を行っている。

介護福祉専攻の介護福祉士受験資格取得を目指す学生に対しては、指定科目を履修した上で、450 時間 10 単位の介護実習を行っている。実習が効果的に実施できるように、「介護総合演習Ⅰ・Ⅱ（120 時間）」と、「介護過程Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ（150 時間）」のなかで、事前指導・事後指導を行っている。

食物栄養学科では、栄養士資格取得を目指す学生に対して、指定科目を履修した上で、「給食管理実習Ⅰ」および「給食管理実習Ⅱ（校外実習）」を行っている。「給食管理実習Ⅰ（学内実習）」では、学内の給食実習室において給食管理の基礎を学ぶ内容となっており、専任教員指導のもと、給食にかかる作業工程を学生主体の実習授業を行っている。「給食管理実習Ⅱ（校外実習）」では、高齢者福祉施設、病院関連施設、及び学校などの特定給食施設、児童福祉施設において、現場の管理栄養士の指導のもと、栄養士業務の実際を学ぶ内容となっている。実習が効果的に実施できるように事前・事後指導を行っている。

各学科の学外実習に際しては、実習中に実習先を訪問し、実習指導者と本学指導教員との間で、連絡・協議を行っている。

学外実習科目の職業教育の効果の測定・評価については、配属した実習先の評価と本学の実習を担当している教員との総合評価で行っている。また、実習協議会や巡回時などに、実習の効果や評価についても意見を交換しながら検討している。また、介護福祉士の国家試験、医療事務技能審査試験・医師事務作業補助技能認定試験、栄養士実力認定試験も職業教育の効果・評価となっていて、教育の改善に活かしている。

さらには、本学の学習成果について、就職先の情報を把握するとともに、就職先聴き取り調査を実施し、改善に取り組んでいる。

【区分 基準Ⅱ-A-5 学科・専攻課程ごとの入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。】

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

＜区分 基準Ⅱ-A-5の現状＞

各学科・専攻課程の入学受入れの方針は、各学科・専攻課程が求める学生像を示し、それぞれの学習成果にも対応している。

入学受入れの方針は、学校案内、本学ホームページ、入学試験要項（ウェブサイト）等に掲載し明示している。また、毎年実施する学園入試説明会やオープンキャンパス、学外の業者主催による進学ガイダンス、高校訪問等においても、学校案内等を用いて本学が求める人物像や入学受入れの方針を説明している。

本学は、高大接続の観点により、多様な入学選抜の方法を取り入れ、入学受入れの方針に基づき、「学力の三要素」を多面的・総合的に評価している。試験区分と選抜方法は入学試験要項をWEBにも明示し、公正かつ正確に実施している。

試験区分は、下表の通りである。

各学科の試験区分

音楽科	人間福祉学科	食物栄養学科
・総合型選抜 ・学校推薦型・特待生選抜（Ⅰ・Ⅱ期） ・一般・特待生選抜（Ⅰ・Ⅱ期）	・総合型選抜 ・学校推薦型選抜（指定校制・公募制） ・特待生入試 ・大学共通テスト利用入試（Ⅰ・Ⅱ期） ・一般選抜（Ⅰ・Ⅱ期） ・社会人特別入試	・総合型選抜 ・学校推薦型選抜（指定校制・公募制） ・特待生入試 ・大学共通テスト利用入試（Ⅰ・Ⅱ期） ・一般選抜（Ⅰ・Ⅱ期） ・社会人特別入試

音楽科は、「学校推薦型・特待生選抜」で、音楽の基礎的奏法を身につけている人を広く評価して受け入れ、基本的な表現力をもつ人を「総合型選抜」による面接で評価して受け入れている。さらに、音楽の幅広いジャンルの表現や活動に強い関心と意欲をもつ人を受け入れる「一般・特待生選抜」を設けている。本学独自の授業料特待生制度による特待生枠を設けている。入学試験時に、成績優秀者を特待生とし、2年間の授業料を全額給付、半額給付、入学金給付をして学びの機会を広げている。すべての入学選抜において面接試験を実施し、実技試験では判定基準を用いて公正且つ適正に実施している。

人間福祉学科と食物栄養学科では、高大接続の観点から調査書等を主体性等の評価として合否判定に利用し、外部英語資格検定試験を特待生入試や一般選抜等において加点方式で利用するなど受験生の高校時代の努力を評価している。また、「学校推薦型選抜（指定校制・公募制）」「特待生入試」「共通テスト利用入試Ⅰ期・Ⅱ期」「一般選抜Ⅰ期・Ⅱ期」で、福祉や食の専門職としての知識や技術を学ぶために必要な基本的能力をもつ人を評価して受け入れている。対人サービスの専門職として不可欠なコミュニケーション能力や学習意欲のある人を「総合型選抜」による面接・課題提出による総合評価で評価している。さらに、「特待生入試」で、人間福祉学科では利用者の自立・自律した生活支援の知識・技術の向上を図るために必要な基礎的知識（家庭基礎）をもつ人を、食物栄養学科では地域の健康や福祉の向上を図るために必要な基礎的知識（家庭・理科の教科など）をもつ人を評価

して受け入れている。

各学科に共通する「総合型選抜」は、①エントリー、②入試相談、③出願、④面接試験、⑤合格発表、⑥入学手続きという流れにより段階的な入試を行っている。

音楽科の「学校推薦型・特待生選抜」では、学校長の推薦を条件とし、全体の学習成績の状況 3.3 以上を設定して、高等学校の調査書および活動報告・学習計画書を提出し、専攻コースによって異なるが、主科実技、副科ピアノ、口頭試問含む面接試験を課して総合的に判定している。「一般・特待生選抜」は、高等学校の調査書および活動報告・学習計画書を提出し、専攻コースによって異なるが、主科実技、副科ピアノ、楽典、ソルフェージュ、口頭試問含む面接試験を課して総合的に判定している。

人間福祉学科と食物栄養学科の「学校推薦型選抜（指定校制）」では、学校長の推薦を条件とし、全体の学習成績の状況 3.2 以上を設定して、高等学校の調査書と口頭試問を含む面接試験を課して総合的に判定している。「学校推薦型選抜（公募制）」は、全体の学習成績の状況（評定平均値）を設定、学校長の推薦を条件とし、高等学校の調査書と小論文及び口頭試問を含む面接試験を課して総合的に判定している。

「学校推薦型選抜（公募制）」「特待生入試」「一般選抜Ⅰ期・Ⅱ期」「共通テスト利用入試Ⅰ期・Ⅱ期」では、入学者選抜の選考基準に基づき、入学試験時に特に優秀で意欲的な人を特待生とし、2年間の授業料を全額給付、半額給付し、学びの機会を広げている。「学校推薦型選抜（指定校制）」では、①全体の学習成績の状況が 4.5 以上の方、②操行が良好であり、福祉分野・食物栄養分野への進学を希望されている方、③事情により経済的支援を必要とする方、④将来、地元で働き地域活性化に貢献する意欲の高い方、以上4つの条件に該当する人に対して、2年間の授業料の半額給付している。

「特待生入試」は、国語と面接を必須とし、英語、数学、簿記・会計、情報関係基礎、家庭基礎より1科目を選択する筆記試験を課して総合的に判定している。「大学共通テスト利用入試」は、英語または国語を必須として、人間福祉学科では英語、国語、地理歴史・公民、数学から2科目選択、食物栄養学科では英語、国語、数学、理科から2科目を選択させて判定し、個別試験は課していない。

この他、福祉や食の専門職としての知識や技術を学ぶために必要な基本的能力を有し、学習意欲が旺盛な社会人を評価する方法として、「社会人特別入試」を設けている。人間福祉学科介護福祉専攻では、上記の入試で定員に満たない場合は、栃木県立県央産業技術専門学校と連携した「離転職者向け職業訓練事業入試」を実施している。共通テスト利用入試を除くすべての入試方法において面接試験を実施し、公正且つ適正に実施している。

令和7年度入学試験より、人間福祉学科介護福祉専攻では、「地域介護人材奨学金制度」を設け、①人間福祉学科介護福祉専攻を専願で希望する人、②将来、栃木県や出身都県において介護福祉士として従事する強い意欲を有する人を選考基準として、入学試験時の面接にて確認し、2年間の授業料を半額給付し、介護福祉士を目指す学生の学びの機会を広げている。これらの条件に該当する方に対して、対象となる試験の面接において確認した。対象となる試験は、「総合型選抜」「学校推薦型選抜（指定校制・公募制）」「特待生入試」「一般選抜Ⅰ期・Ⅱ期」「社会人特別入試」である。

授業料、その他入学に必要な経費については、大学案内や入試要項、ホームページに明示している。新型コロナウイルス感染症対策等の入学者選抜の振替措置、病気や障がい等

のために入学試験の受験時に特別な配慮を希望される方への対応、入学辞退者への入学時納入金の返還についても明示している。

平成 31 年度よりアドミッションセンターを開設し、進学ガイダンス、高等学校での進路相談、高大連携授業の対応等、学生の確保を目的とした学部学科横断的な活動をしている。アドミッションセンターとの連絡は、学務課の職員（入試広報担当）と入試広報担当教員が中心となり、教職員全体で情報を共有している。また、附属高校をはじめ高等学校関係者の意見を聴取し、入学者受入れの方針が妥当なものか定期的に点検している。

受験の問い合わせに対しては、入試広報担当職員が適切に対応している。フリーダイヤルを設置して、資料請求や問い合わせに応じている。また、土曜日は学校見学会を開催し、参加者には教員と事務職員が協力して説明を行い、キャンパス内を案内し、相談に応じている。入学者選抜の合格者の決定は、入学試験実施後、教授会の審議を経て学長が決定している。

学生の確保に向けては、県内の総合学科や専門学科の高校からも多くの入学者を得ることが大切である。そのためには、本学の魅力と地元で学ぶ魅力を理解してもらうことが重要である。まずは、本学附属高校との連携を一層密にとり、教育内容の魅力を伝えていくことが欠かせない。本学附属高校との連携は、校内進路相談会や、2・3 年保護者会開催時に相談コーナーを設置して、生徒や保護者からの質問や相談に応じている。第 3 学年担任会では、進路を担当する担任の先生へ、入学者受入れの方針や本学の特色などについて直接説明し、意見交換する機会を設けている。

各学科とも、本学附属中・高生を対象に連携授業を実施している。音楽科は高大連携授業として生活教養科 2・3 年生を対象に講師を派遣し「子どもと音楽」を実施している。人間福祉学科と食物栄養学科は、同附属高校生活教養科 1～3 年生を対象に特別授業や食育・福祉体験授業を本学キャンパスで高大連携授業として実施している。また、同普通科応用文理コース 2・3 年生と、本学附属中学 1 年生を対象に福祉特別授業を、食物栄養学科は、同附属高校調理科 1 年生を対象に体験授業を実施している。

県内の高校に対しては、宇都宮共和大学と連携して例年 5 月に学園入試説明会を開催している。その席で、入学者受入れの方針を周知するとともに、参加者から意見を聴取している。また、また、近年では県内高校生の見学会開催希望があり、受け入れている。6 年度は 3 校の依頼があり、ミニ講座や校内見学会を開催した。

高大連携授業や学校見学を兼ねた本学キャンパスへの来校者及び課外授業として訪問した高校の教員や生徒から、本学の教育に関する意見を取り入れて、点検している。

【区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。】

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

<区分 基準Ⅱ-A-6 の現状>

本学では、「宇都宮短期大学の目的に関する内規」として規程を整備し、建学の精神「全人教育（人間形成の教育）」、学則に基づき、機関レベルの学習成果と各学科・専攻課程の

教育目的・目標、学習成果、卒業認定・学位授与の方針を定めている。機関レベルの学習成果である、①「自立・自律した生活者たるべき必要の知識や技術」、②「専門分野に必要な基礎的な知識や技術」、③「専門性を生かし地域貢献ができる知識や技術」の習得を柱にし、これに対応する各学科・専攻の教育課程レベルの学習成果を定めている。さらに、シラバスでは、科目レベルの学習成果が明記され、教育課程レベルの学習成果と科目レベルの学習成果の対応関係は、カリキュラム・マップやカリキュラム・ツリーに示されている。

学生は、教育課程編成・実施の方針に基づいた科目を履修し、卒業に必要な単位を獲得できるので、学習成果には具体性があり、また、在学期間で獲得可能である。

学習成果の測定は、卒業認定・学位授与の方針に基づき、科目レベルでは、シラバスにおいてそれぞれの到達目標（学習の成果）、及び令和4年度より成績評価の基準・方法を明確にして評価している。また、半期ごとに実施している授業改善アンケートにより、学生による授業評価、学生自身の授業への自己評価から、教員及び学生がそれぞれ学習成果を測定することができる。

各学科・専攻の教育課程レベルでは、科目区分において必要な単位数を履修することが求められており、また、機関レベルでは、卒業要件の単位数は、科目区分毎(基礎教育科目・専門科目)において定められており、これらの累積が卒業要件を満たす単位数となった場合に卒業が認定されるので、学習成果獲得の要件と考えている。

加えて、各学科では、卒業時の学習成果を確認するために、次の措置をしている。音楽科では、学内演奏会の卒業演奏評価、中学校第二種教員免許状（音楽）取得者数、人間福祉学科社会学専攻では、成績一覧、社会福祉士受験資格科目履修者数、メディカルクラーク、ドクターズクラーク資格の取得者数、介護福祉専攻では、成績一覧、国家試験合格数などから学習成果を確認している。食物栄養学科では、栄養士養成施設協会で実施している栄養士実力認定試験結果や、フードスペシャリスト資格取得者数等で卒業時の学習成果を確認している。学習成果の達成度の査定は、各学科の履修細則に基づいて実施し、成績の評価と単位取得方法の詳細は、シラバスと学生便覧に明示している。

【区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。】

- (1) 成績分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

<区分 基準Ⅱ-A-7の現状>

学習成果の獲得状況として、各学科・専攻課程とも成績一覧、学位取得数、国家試験の合格者数（率）、各種民間資格取得数、成績分布等を用いて把握している。

音楽科は、中学校教諭二種免許状（音楽）取得者数、民間資格では、音楽科はヤマハ音楽能力検定グレード試験、カワイピアノグレードテスト、カワイ音楽教育グレードテスト

等を把握し教育に活用している。令和6年度の音楽科の学位取得数は12名、中学校教諭二種免許状（音楽）取得数は8名、音楽療法士（2種）・介護職員初任者研修1名であった。

人間福祉学科は、社会福祉専攻の社会福祉士履修モデルでは社会福祉士国家試験の合格者数（2年の実務経験を持つ卒業生）、医療事務履修モデルでは医療事務分野の各種資格の合格状況を、介護福祉専攻では介護福祉士国家試験の合格率をそれぞれ把握している。令和6年度の学位取得数は21名、社会福祉士受験資格科目履修者は8名、社会福祉主事任用資格取得者は21名、介護福祉士受験資格科目履修者は6名、メディカル クラーク7名、ドクターズクラーク4名、日本メイクアップ技術検定3級が7名、2級が2名であった。また、卒業生では14名が社会福祉士国家試験を受験し、3名が合格した。介護福祉士国家試験合格者は6名受験し、5名であった。また、福祉レクリエーション・ワーカーやメイクアップ技術検定等の各種資格の取得を奨励し、合格率の向上に努めている。これらの結果は、学習の成果の一環として各分野の教育に活用している。

食物栄養学科では、厚生労働省で定められた指定科目の単位を取得し、本学を卒業することで国家資格である栄養士資格が取得可能であるが、栄養士としての質を保証するために全国栄養士養成施設協会「栄養士実力認定試験」を2年次後期に受験している。その他、フードスペシャリスト認定試験（フードスペシャリスト協会）の受験も推奨し、合格率を把握して教育に活用している。令和6年度の学位取得数は30名、社会福祉主事任用資格取得者は30名、栄養士実力認定試験のA認定者数は18名（うち優良者1名、優秀者1名）、フードスペシャリスト認定試験の合格者2名（Sランク、合格率100%）であった。また、メイクアップ技術検定では2名が2・3級を取得した。

令和4年度から成績の評価基準としてルーブリック法による基準を設定した。各科目において評価基準の内容は異なるが、レポートや実技試験等は質的なものとなり、より正確な評価ができるようになった。ポートフォリオのクラウドシステム導入については、数年前から検討をしている。学内では、令和3年度より、全学生にChromebookを携帯させ、授業に活用している。その中のClassroom機能を用いて学科の特徴に合わせて、提出物の管理を行うとともに科目または学科で学んだことを、また各種ボランティア活動、学外活動等の実績の記録を進めている。

各学期末に履修科目の「授業改善アンケート」による自己評価と、卒業時に「学生生活に関する調査」を行っている。「卒業生への聴き取り調査」や「就職先聴き取り調査」も行っている。これらの結果は、全教職員が共有し、学習成果として把握し、自己点検評価活動に役立てている。「授業改善アンケート」は、学生自身の授業への取り組み姿勢を把握することができ、教員にとっても学習効果を高めるために何か不足しているかを把握でき、改善策を考える資料になっている。これらの教員のコメントや改善策の記載資料を基に各学科長が総括し、次年度の授業改善目標を策定する資料となっている。年間のFD・SD研修も含めて、自己点検・評価推進部会で『FD・SD報告書』としてまとめている。

「卒業生への聴き取り調査」は、例年、彩音祭（大学祭）に参加している卒業生を対象に実施している。インターンシップは学外実習がそれに相当するので、参加者はほとんどいない。令和6年度の4年制大学への3年次編入者は、音楽科3名、人間福祉学科1名であった。食物栄養学科は栃木県農業大学校への進学者1名であった。また、音楽科の1名が他の大学に進学した。各学科とも3年次編入や進学希望者全員が希望を叶えている。ま

た、在籍者数、卒業者数、就職率も学習成果の獲得状況として把握している。令和6年度の就職率は、音楽科100%、人間福祉学科93.4%、食物栄養学科100%であった。

各学科の3年間の学習成果として、学位授与数、資格取得数、成績分布をホームページ上にて公表している。

【区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。】

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

＜区分 基準Ⅱ-A-8 の現状＞

各学科とも、年度末に卒業生の就職先に聴き取り調査を行い、その結果をもとに、学習の成果を検討し、次年度の教育に活用している。調査内容は、各学科の学習の成果に対する評価、就職当時にできていなかったこと、その後の成長、本学の教育に対する要望等である。令和6年度は、2～3月に実施した。

調査結果の概要は、次の通りである。

音楽科では、学習成果（①自己および他者を理解でき、自立・自律した生活の知識・技術を身につけている、②音楽の意義を理解し専門的な知識・技術や態度を身につけている、③自主の気風を高め、個性を生かした芸術表現を実践する基礎ができているまたは仕事に取り組む基礎ができている）について、概ねできているという評価を得た。「自己管理ができている、安心して仕事を任せられる」「学んでいくという姿勢をもってくれているので、成長が楽しみ」等のコメントをいただいた。

人間福祉学科では、学習成果（①自己および他者を理解でき、自立・自律した生活の知識・技術を身につけている、③人間尊重の精神と豊かな人間性を身につけている）について、概ねできているという評価を得た。本学に対して、「専門的な内容の学習をお願いしたい」「有望な人材の就職に感謝している。今後も介護の人材の輩出をお願いしたい」等の要望があった。

食物栄養学科では、学習の成果（①広い教養をもち自己および他者を理解でき、自立・自律した生活の知識・技術を身につけている、②豊かな人間性と感性をもち、食に関する基本的な知識・技術・方法を身につけている、③人間尊重の精神と食に関する専門的な知識、技術、方法等を身につけている、④倫理性をもった栄養士として、地域や社会の福祉に貢献できる能力を身につけている）について、概ねできているという評価を得た。「2年間という短い期間の中でしっかり教育されていると感じている」「将来、管理栄養士を目指してマネジメント業務に携わるもしくは行きたい方はマネジメント能力、コミュニケーション能力、アセスメント能力が求められるので、将来の希望に合わせた能力の向上の機会があるとよいと思う」等の意見をいただいた。

一方、各学科とも卒業生への聴き取り調査は、大学祭（彩音祭）に来校した卒業生を対象に実施している。質問項目は、上述の就職先の質問項目の学習成果に対するものを基本として、入職時に困ったこと、後輩へのアドバイス、本学への要望等である。6年度はこれまでの対面での質問に対して Google form を用いた回答方法にしたことで、例年よりも

回答者数が多くなった。各学科の学習成果に対する質問では、「できている」「まあできている」と概ね良い結果が得られた。入職時に困ったことは「人間関係が難しかった」「一般常識がついていなかった」「体力的についていけなかった」等があげられた。後輩へのアドバイスは「専門に関する知識・技術をたくさん学んでいくとよい」「学生生活を有意義に過ごしてほしい」等が多かった。また、本学への要望として、「指導教員との派遣をお願いしたい」「学生や教員といろいろなことを話したい」「卒業生同士の学びがほしい」等の職場の活性化と自己研鑽と兼ねた意見を得た。

これらの聴き取り調査の結果は、学科ごとにまとめて学科内で共有し、課題を抽出して社会が求めている人材を把握するとともに、学習成果の獲得に向けて次年度の教育に活用している。引き続き、卒業生の就職先や卒業生自身への聴き取り調査を実施して、本学の理念と目的達成のために教育に資していく。

＜テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題＞

学習成果の評価について、令和4年度から成績の評価基準・方法にルーブリック法を導入した。成績の評価基準の項目に各科目の到達目標（学習の成果）を入れることで、試験（筆記試験・レポート）や授業中のミニテスト等の評価、実技科目の評価方法において質的データを査定することができるようになった。しかし、昨年度の認証評価において、ルーブリックの認識と学習成果と卒業認定・学位授与方針との関連づけの仕方に改善が望まれるとの課題をいただいた。今年度は、学士力も含めた学習成果について検討し、宇都宮短期大学と各学科・専攻の三つの方針を全面的に見直して改定するとともに、シラバスの評価項目等の書き方も見直した。今後は、新たな学習成果の獲得状態を把握し、教育の質保証の向上を図ることにつなげることが課題である。また、各学科ともに「授業改善アンケート」の回答率向上に対して意見交換をし、回答を呼びかけたが、今年度の回答率は食物栄養学科で若干上がったものの他の学科はほぼ同じであった。学生の教員に対する授業評価と学生自身の授業に対する適切な評価を得て改善するために、回答率の向上を図ることが課題である。学修ポートフォリオの導入については、学生全員が携帯しているChromebookを有効利用して各学科の特徴に合わせた学修ポートフォリオのシステムを構築していく。

＜テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項＞

これまでの前期・後期末に実施される「授業改善アンケート」や大学・短期大学基準協会の「学生生活に関する調査」等の結果から、学生自身の準備学習（事前・事後学習）に要する時間が少ないことが明らかになっている。学生が積極的に学ぶ姿勢を養い、学習効果を向上させるために、事前・事後学習の促進として目安となる時間をシラバスに記載することとし、令和5年度から実施している。進級時のアンケート調査では、毎年少しずつ事前・事後学習時間が増加している。6年度からのシラバスでは、各科目で事前・事後学習の内容を記載した。学習成果を高めるためには、学生と教員の学習内容の共有が必要であり、これまでの査定項目・方法に検討を加え、令和5年度に制定したアセスメント・ポリシーを確認しながら遂行していく。

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
 - ② 学習成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③ 学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
 - ④ 授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑤ 教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑥ 学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
 - ② 所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ③ 所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
 - ④ 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 短期大学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
 - ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
 - ② 教職員は、図書館又は学習資源センター等の学生の利便性を向上させている。
 - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
 - ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
 - ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

<区分 基準Ⅱ-B-1 の現状>

令和4年度のシラバスからルーブリック法を取り入れ、評価基準として各科目の学習成果（到達目標）に対応した評価項目を記載している。教員は、担当科目の最初の授業日に、シラバスの記載内容、評価基準や評価項目等を説明し、科目の学習内容や評価方法等を学生と共有している。このことより、担当科目のシラバスに示した成績評価基準により成績を評価し、学生個人及び学科全体の学習成果の獲得状況を都度、または学期末の成績評価時に適切に把握している。

教員は、担当科目についてシラバスに記載した当初の計画に沿って授業を展開し、成績の評価基準・方法に基づき、筆記試験やレポート、ミニテスト提出物等の評価を行い、その結果から学習成果の獲得状況を適切に把握している。

本学では、前期・後期の学期末に定期的に「授業改善アンケート」を実施している。担当教員は前期科目の結果を基に、後期科目の授業方法の改善を行い、授業を実施している。また、後期科目の結果を含めて、自己の授業方法について振り返り、その改善策をFD報告書に記載し、次年度の授業改善に活用している。また、非常勤講師も含む全教員のアンケート結果を基に、次年度の授業目標を検討して新年度の教授会で審議して決定し、授業を展開している。

教員は、授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図り、学習効果の向上に努めているとともに、年度末には、学科内の成績を共有することで、教育目的・目標の達成状況を把握・評価し、次年度への課題を抽出している。また、授業改善アンケート結果は、学年末に実施している講師会でも共有するとともに、授業目標は新年度に非常勤講師の先生方にも周知している。

各学年末では、卒業判定結果、進級判定結果、学位取得数、資格取得数等により、各学科・専攻課程の学習成果と各担当科目の学習の成果との関係を共有し、教育目的・目標の達成状態を把握して評価している。学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。

教員は、学生に対して前期・後期の最初に実施している教学オリエンテーションや必要に応じて履修指導及び卒業に至る指導を行っている。また、クラス担任による前期・後期の個人面談では、履修状況と成績を基に資格取得や卒業に向けての指導も行っている。

教授会には事務局長、総務・学務課長が出席して各学科・専攻の教育に関することを認識し、教授会資料を基に各部署の職務を確実に遂行している。学務課が主に学習成果の獲得に向けた職務を担当し、教員の委員会や担任と協働で教育支援活動を実践している。事務職員は学習成果の獲得に関係するFD研修や合同のFD・SD研修により、教員、事務職員が共通の認識をもって業務に当たることを可能にしている。

事務職員は職務を通じて教育目的・目標の達成状況の把握について教務担当の業務において、各学科の多彩な授業や実習等の体験の機会に携わり音楽教員免許、介護福祉士免許、栄養士資格取得、社会福祉主事任用資格おける所定科目履修、医療事務資格、その他民間資格(各履修モデルに対応した資格)に係る事務処理等を担当し取得状況を把握している。

学務担当職員は、担当学科の教育目的・目標や学習成果を認識して、成果の獲得に貢献するとともに達成状況を把握している。また、職員は、学生に対して履修及び卒業に至る個別支援を行っている。履修については、スケジュール立案(新学期スケジュール、履修登録スケジュール等)、教務システム処理(学生登録、カリキュラム登録、履修登録、成績処理、進級・卒業判定処理)、履修申請手続き、個別履修指導を実施している。登録後、履修者数一覧を作成し、各授業科目の履修者数を正確に把握するとともに、最終学年の学生においては、卒業見込判定表及び各資格取得見込判定表を作成し、卒業・資格取得の可否を早期に把握している。

学生の出席状況については、6月と11月に各授業科目担当教員に調査を依頼し、欠格者(受験資格のない学生)や欠席が多い学生の把握をして適切な指導につなげている。なお専任教員会議でも学生の授業出席情報を共有している。

試験運営については、各学期の試験時間割、試験実施方法、受験資格の有無の調査、注意事項等の作成、学生への告知などの業務を通して、教員と連携して実施している。また、重要規則の抜粋(学則、履修細則、試験細則)を全教員に配付し、成績評価方法や手続き

で不備が生じないよう周知している。試験結果については、追・再試験結果及び学生別不合格科目一覧表を作成し、卒業や各資格取得に懸念がある学生の有無を確認して、教員と共有し、卒業、各種資格取得につながる支援をしている。

学生の成績記録は、規程に基づいて事務局が適切に保管している。一連の事務局の成績業務において得た情報は、適宜教員組織にフィードバックし、情報の共有を図り、個別学生の学習成果や教育目的・目標の達成状況を確実に把握・評価する仕組みとなっている。これらの職務を通じて学生に対して、履修及び卒業に至る支援ができています。学生に関する書類で学生の成績記録は、宇都宮短期大学文書取扱規程第 14 条・第 15 条で定められており、データにて保存していたものを印刷しファイルにて保管している。

図書館司書は、多種多様なレファレンスに対応できるよう、日頃から自己研鑽に努めている。また、定期的に発行している図書館だより『としょかんかわら版』を学内に掲示および在学生向けポータルサイトに掲載し、新着図書や効果的な利活用方法などの情報を発信している。さらに、各学科のシラバスに記載されているテキストや参考文献の受け入れを毎年度行い、特別コーナーを設けて、利用しやすくしている。

各教員の研究室にコンピュータが配備され、学生は各自で Chromebook を所有し、メディアコーナーを設ける等インターネット環境を整備して、コンピュータを授業や学校運営に活用している。また、教職員は、学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進して、学内で Wi-Fi 環境を整備し利用を促進している。それにより、学生による授業改善のためのアンケート等を、学生各自のスマートフォンからも入力できるようになっている。

また、図書館蔵書検索システム（OPAC）を、学内 Wi-Fi 接続中のスマートフォンやパソコン、Chromebook から利用可能となるように整備している。

学内 LAN やコンピュータの利用を学生に促進しているものとしては、本学のホームページ内の学生ポータルサイト上に公開した学生向けコンテンツ（「教務関係」「シラバス・学生便覧」「学生支援」「就職・進路支援」「授業改善アンケート」「図書館」「申請書類」など）で必要な情報をワンストップで入手できる仕組みを整備している。さらに、Google Classroom を利用した授業資料の配布や課題の提出、図書館蔵書検索システム（OPAC）サイトの運営、授業改善アンケートシステムを利用した WEB アンケートの実施、Google form を利用した調査などに利用している。また、学生にこれらの学内システムの利用を促進するため、入学時全学生に Chromebook を無償配付している。本学情報システムと学内 LAN（有線 LAN・無線 LAN）の運用は、事務局の適切な設備管理のもと教員と連携して実施している。

教育課程及び学生支援を充実させるためにコンピュータ技術の向上を図る取組みとしては、Google Classroom を授業に取入れ、資料配布や課題・レポート提出など、インターネットを介して行う環境を整えている。これらの新しい教育技術の習得については本学情報教員による FD 研修（Google Workspace の使い方）で実施している。

また、設備面での充実についても併せて行うことで、これらを効果的に実施できるように取り組んでいる。具体的には、学内無線 LAN アクセスポイントの増強、コンピュータ実習室を改修しアクティブ・ラーニング室に更新（多面的に利用可能にするため、デスクトップ PC を廃しノート PC に更新した。さらに固定席を廃し移動式の机椅子に更新）を実施するなどである。学生ごとに ID を配付し、学習や就職等の情報収集にも役立てている。

〔区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。〕

- (1) 入学手続き者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方を点検している。

＜区分 基準Ⅱ-B-2の現状＞

入学手続き者については、「入学事前学習」の課題を提示し、入学後の学習意欲の向上につながるようにしている。

音楽科では、入学手続き者の入学後の学習効果を高めるため、授業等に使用する教科書や参考書を各専攻コース別に「入学事前学習」として指定し、入学前からの学習を促している。入学後は、音楽の基礎であるソルフェージュにおいて、習熟度別に3クラス編成（基礎学力が不足するクラス、通常進度のクラス、優秀なクラス）にして、きめ細かな指導をしている。人間福祉学科と食物栄養学科では、入学手続き者に対し2回課題を課している。1回目は、両学科とも入学前に読んでほしい推薦図書に対する内容と感想をまとめるレポート作成を課している。2回目は、人間福祉学科は英語課題を、食物栄養学科はこれまでの時事問題に関連した英文の課題を、入学後の学習に備えた化学・数学に関する基礎知識と自身の食生活を考察するための課題に変更し、送付している。提出された課題は、教員がコメントを記入して入学後に返却している。

また、各学科ともに、学生生活の準備や授業に関する説明書類を送付している。毎年入学生には、4月から始まる短大生活への不安を解消して充実した学生生活を過ごすことができるように、4月の入学式やオリエンテーション、合宿交流研修などの行事予定と具体的な内容や授業などの情報を送付している。

毎年4月の第一週に、在学生、新入生に対して、学科別に学生生活ならびに教務、就職に関するオリエンテーションを実施している。オリエンテーションでは、学生便覧に基づいたガイダンスとして、学科の特色、学習成果、単位の取得、卒業単位、資格取得、履修計画などを教務委員会の教員から説明している。また、学生委員会の教員からは、より充実したキャンパスライフを過ごすために、合宿交流研修、サークル活動、大学行事、ボランティアなどへの参加する目的と意義について説明している。さらに、アルバイトや禁煙マナー、通学途中のマナーおよび交通事故（車両・自転車）、落とし物（貴重品の管理）、

環境問題、教室使用とクリーンキャンパス、悪徳商法、健康管理、学生相談についても説明している。

4月下旬には1泊2日で1、2年生全員が参加する合宿交流研修を実施している。令和6年度は4月18・19日に行った。本研修を通して、学生同士や学生と教職員が積極的に意見交換や交流を図り、人間関係を深めて早期に円滑な学生生活に入れるように支援している。

教務ガイダンスでは、学生便覧に基づき、学科の教育目標、学習成果、単位の取得、卒業単位、資格取得、履修計画などを教務委員会の教員から説明している。ポータルサイト内の情報の見方やその中のシラバスについても提示しながら、説明を行っている。また、履修登録等の個別の相談時間も設けている。

さらに、後期の授業開始前にも学生生活や進路に関する内容と学習意欲の向上のための教務ガイダンス（取得単位や各種資格・卒業に必要な単位の確認等）を学科・学年別に実施している。

毎年発行している学生便覧には、建学の精神をはじめ、各学科・専攻課程の教育目的・目標、学習成果、三つの方針、履修細則、試験細則等、学生の学習成果の獲得のために必要な項目を載せている。学生便覧は1年次に冊子として配付するとともに、各学科のポータルサイトにも掲載し、いつでも閲覧できるようになっている。

音楽科では、実技や音楽理論等について、適宜個別指導を行っている。人間福祉学科では、介護福祉士国家試験対策の特別講座を実施している。食物栄養学科では、各科目において課題の達成が不十分な学生に対して個別指導を行っている。また、栄養士実力認定試験の模擬試験を年間通じて定期的に実施し、学力の向上に向けて支援している。

各学科ともに少人数制教育の長所を生かして、各学年にクラスを置き、クラス担任制で継続的に日常生活に関してきめ細かな支援をし、夏季には希望する保護者に対して、教員と個別に懇談する機会を設け、学生の課題の把握と情報交換に努め、人間関係から学習上の課題、進路の相談まで幅広く支援している。また、オフィスアワーを設け、授業内容に関して相談できる体制もとっている。

なお、本学は通信による教育は実施していない。

1年次の履修科目に対して優秀な成績をあげた学生に対しては、ダイヤモンド奨学金制度により授業料の給付などの支援をしている。また、知識力奨学金制度を設け、学生が主体的に資格取得を目指した際、資格試験等に係る受験料を奨学金として給付している。さらに、2年間を通して、優秀な成績と人物、ボランティア活動等で活躍をした学生には、「学生活動貢献賞」及び「社会活動貢献賞」として学位授与式当日のクラスアワーで学科長表彰をしている。

本学は、留学生は受け入れていない。

各学科・専攻課程の学習成果や「卒業認定・学位授与方針」に定められた成果を測定する方法として、「卒業認定・学位授与方針」において成績評価の基準を示し、各授業科目の単位取得状況、「教育課程編成・実施の方針」に基づく科目区分における必要単位数の取得状況、学位の取得状況、各種資格・免許取得状況、成績分布等、学生生活に関する調査（卒業時）、進路状況、さらに、卒業生への聴き取り調査や就職先聴き取り調査により、学習成果の測定に努め、これらの結果を次年度の学習支援に活かしている。特に、各学期末の授

業終了時に行っている授業改善アンケートは、各教員がその結果を踏まえ授業内容や方法といった学習支援改善等に活かされている。さらに学科全体の結果に対して学科長がコメントを加え、それらに基づいて、大学の次年度の授業改善目標を定めるなど、支援方策を点検している。令和6年度も上記資料をもとに検討し、4月教授会で学長より提案があり、決定し実施している。

〔区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。〕

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舍が必要な学生に支援（学生寮、宿舍のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

<区分 基準Ⅱ-B-3の現状>

学生の生活支援のために、宇都宮短期大学学生委員会規程に基づき、各学科に学生委員会を置き、学生の生活指導および課外活動、学生の賞罰等についての指導・助言を行っている。

本学では、学生相互の親睦と人格の高揚を図り、より豊かな学生生活を送ることを目的に学友会を組織し、学生が主体的に参画できる活動を支援している。学友会組織は、全学生によって組織される学生総会の決議により、執行委員である役員を承認し、役員会はサークル委員会、クラス委員会、彩音祭（大学祭）実行委員会と協力してさまざまな活動を行っている。

学校行事として、毎年4月の合宿交流研修は、昨年度に引き続き系列校の宇都宮共和国と合同で実施した。学生間や教員と交流ができ、有意義な時間を共有することができた。

学友会の具体的活動として、9月のレクリエーション・フェスティバルや11月16・17日の彩音祭は、学友会活動として企画・運営を行った。彩音祭では、前年度よりも多くの来場者があり、地域住民との交流ができた。

サークル活動は、今年度は15団体が活動しており、学科・専攻・学年の枠を越えて交流している。すべてのサークルに顧問教員を配置し、安全面の配慮や活動の活発化を図りながら支援している。

学生ホールに学生食堂を設置し、バランスの良い食事を提供できるように、委託業者に対して大学より年間102万円の運営費を支援している。毎年、学生委員会が実施している学生生活に関する調査では、学生食堂に関する項目を設け、適宜改善するよう努力をしている。令和2年度からは、食物栄養学科の協力のもと、コラボメニューを取り入れたり、食育のポスター掲示を行ったりしている。また令和4年度からは、メニュー改善を行い、朝食を100円で提供して一人住まいの学生の食事対応等も行っている。学生ホール、1号館及び2号館に自動販売機を設置し、飲料や食品などを販売している。さらに、学生ホールにはお弁当等を温められるように電子レンジを設置し、週2回昼休みの時間帯に、本学人間福祉学科の学外実習先である共生の杜系列の就労支援事業所 konomi の職員と利用者が手作りした食品の販売も行われている。

1号館アンサンブルホールに音楽ライブ配信に対応した機材を設置し（ビデオカメラ3台に6チャンネルのスイッチャーおよび照明機材）、本学の動画サイトにて学生向けの講座等の配信を実施している。

新入学生を対象にChromebookを無償で配付し、授業やアンケートの実施、ポータルサイトからの情報、図書館蔵書検索システム使用時等に活用している。

遠隔地からの入学生で民間アパートを希望する者には、大学周辺にあるアパートなどの情報を提供している。自動車や自転車で通学する学生が多いという現状を鑑みて、学生駐車場（350台収容可）、駐輪場を完備して通学の便宜を図っている。路線バスについては、構内にバス停が設置され、構内乗り入れが行われている。

本学における奨学金制度は、入学時と入学後の特待制度がある。入学時では、授業料特待制度（授業料全額給付・半額給付）と入学金特待制度（入学金全額給付・半額給付）がある。入学後ではダイヤモンド奨学金（在学中の成績優秀者に対する授業料給付）と知識力奨学金（特定の資格取得者に対して受験料を給付）があり、真摯に学ぶ学生に対する経済的支援を行っている。

その他に、県外からの入学生で一人暮らしの学生、自宅から本学まで2時間以上かかる学生には1年間月額1万円を給付する「一人暮らしスタートアップ支援制度奨学金」も実施している。また、入学後のオリエンテーションにおいて、日本学生支援機構奨学金（貸与・給付）、栃木県介護福祉士就学支援金（介護福祉専攻のみ、卒業後5年間県内の福祉事業所の介護業務に従事することにより返済免除）の説明会を実施している。

学生の健康管理については、毎年4月のオリエンテーションに併せて、全学生の健康診断を行っている。体調不良学生対応マニュアルを整備し、全教職員が共通認識のもと、組織的に対応できる体制を整えている。また、「こころとからだの相談室」において、学習や生活の悩みなどの相談にのり、専任教員が校医や近隣の救急病院と連携して適切な指導助言を行っている。さらに、ハラスメント相談窓口を設置し、電話や電子メールでいつでも学生が相談できるように組織的に支援している。

毎年、学生生活に関する調査を実施し、学生委員会で、集計・分析して全教職員が共通認識を深め、必要なことごとについて改善している。

留学生は受け入れていない。

社会人学生は受け入れているが、学習能力が総じて高く、社会人に対する特別な支援の必要は現状ない。今後、必要に応じて支援する。

障がい者支援については、3号館、5号館及びアリーナは建設時にバリアフリー化対策を実施している。3・5号館エレベーターが設置されており全ての階の教室、研究室等利用できる。既存校舎にも車いす等に対応したトイレや、校内のバリアフリー化も進めている。1号館の北玄関に車いす用スロープを設置し、須賀友正記念ホールに車いす用階段昇降機を設置している。1号館の楽屋に広いトイレを設置し、ホールイベント時に対応している。また、昨年4月からの「障がい者等への合理的配慮」の義務化に伴い、本学もFD研修を行い、その内容を共有した。また、10月からは本学ホームページもWEBアクセシビリティ化（誰もが平等にアクセスできるようサポート）した。

長期履修生は、人間福祉学科と食物栄養学科では、学外実習があり、そのための指定科目の履修が必要なことから長期履修生の受け入れは難しい。また、音楽科では希望者がいないことから長期履修生の制度は設けていない。

学生の社会的活動については、各施設、病院等からボランティアの依頼を受けたものについて、学内に掲示して参加者を募っている。ボランティア活動に功績のあった学生に対しては、学科長表彰をしている。各学科の専任教員会議から推薦者を教授会に諮り、学位授与式後のクラスアワーで表彰している。

〔区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。〕

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

＜区分 基準Ⅱ-B-4の現状＞

就職支援のための教職員の組織については、就職委員と事務局キャリア相談室担当職員が、定期的に就職委員会を開いて情報交換を行い、連携・協力して組織的に実施している。就職・進学活動に関する本学の支援体制やスケジュール、求人票の見方や必要書類の書き方、各種マナー、就職・面接試験等をまとめた本学独自の『就職・進学ガイドブック』を作成し、毎年編集・改訂を行ない、1年生全員へ配付している。各種ガイダンスはこれに基づいて行っている。

令和3年度より、ポータルサイト内に「就職・進路支援」コーナーを新設し、令和4年度から、『就職・進学ガイドブック』を同サイト内「就職・進路支援」に掲載した。学内における就職支援内容やスケジュール、卒業生の就職実績などをインターネット上で確認できるようにしている。同ポータルサイト内の「求人情報ナビ」と「長坂ナビ」で、本学への求人票も閲覧が可能となっている。

全学科が協力して外部の専門業者による「就職試験対策講座」を、1年生全員を対象に

実施している。本講座は就職・進学活動の心構えや各種情報の取り方、エントリーシートや応募書類の書き方、面接でのポイントなどの基礎的な内容を中心としている。ワークエントリーにより3学科共通で4回、学科ごとに進路先の特色に応じた内容でそれぞれ1回開催し、1年生全員への均質な就職・進路活動支援を整えている。インターネット上で学内求人情報のアクセス方法は、後期の同説明会を開催している。また、マイナビによるスタートアップ講座ならびにMATCH Plus（性格自己診断）を実施している。

就職支援のための「キャリア相談室」を3号館3階に設置し、求人票や就職関係資料、面談コーナーが日常的に利用されている。卒業までに数回にわたって行われる各学科の就職ガイダンスをはじめ、『就職・進学ガイドブック』に記載された年間スケジュールをもとに、履歴書作成や面接の方法等に関する就職試験対策講座また、ハローワークのジョブサポーターによる学内相談会（ハローワーク職員が直接相談に応じる体制）を予約制で月1・2回、金曜日12時よりキャリア相談室で行っている。

学科別の資格取得や各種支援については次のように実施している。

音楽科では、『音楽キャリア講座』として、音楽に関わる多様な分野の仕事や活動内容、アプローチや勉強の方法などについて学び、各自が進路を考える動機づけとなるようにしている。学長をはじめ音楽科専任教員、非常勤講師がオムニバスで担当している。音楽科で資格取得可能な資格は、中等教育の音楽科教員（中学校教諭二種免許状（音楽））・音楽療法士2種（全国音楽療法士養成協議会認定称号）で、取得のための支援を実施している。教員採用試験を受験する学生には、令和2年度より『教員採用試験対策講座』を開講している。また、音楽関係教育産業（各種音楽教室など）の各種グレード（演奏や指導）取得や検定試験へ向けての情報提供や学習指導を行っている。「知識力奨学金制度」により、グレード資格試験を受験する学生に受験料を給付し、支援している。音楽系企業の求人概要と音楽教室講師に求められる諸種資格に関する説明会は、音楽科の全学生を対象にして行っている。ヤマハ、カワイ等の企業関係者による説明会は、これらの業界へ進む心構えや動機づけ、あるいは勉強方法の支援となるように企画し、例年7月にカワイ、2月にヤマハを学内で実施している。

人間福祉学科では、『キャリアデザイン』で、進路を考える動機づけを行っている。また、人間福祉学科の社会福祉専攻社会福祉士履修モデルでは社会福祉士国家試験受験資格（卒業後2年間の実務経験が必要）、介護福祉専攻では介護福祉士国家試験受験資格、さらに両専攻ともに社会福祉主事任用資格が取得できる。そのため、指定された授業科目の単位取得に向けて、授業科目担当教員をはじめ、クラス担任や専攻内の教員が協力して、情報共有を密にしながら日常的に支援している。また、社会福祉専攻では、後期に社会福祉士国家試験受験に向けた模擬試験の実施を、社会福祉士履修モデル2年生と卒業生に向けて周知し、受験を推奨している。介護福祉専攻では2年次に介護福祉士国家試験合格に向けて『介護福祉特別演習Ⅰ・Ⅱ』を開講し、模擬試験を実施して受験を支援している。

福祉を豊かに実践するための専門教育科目も充実させ、福祉レクリエーション・ワーカー、レクリエーション・インストラクター、キャンプ・インストラクター等の資格取得も推奨して支援している。また、美容福祉のためのメイクアップ技術検定3級が取得可能となる科目を充実させている。さらに、医療事務履修モデル（メディカル クラーク、ドクターズクラーク資格取得）では令和4年度より選択科目として『医療事務特講Ⅰ・Ⅱ』を設け

て、医療事務試験対策を強化している。

人間福祉学科の職種別就職試験対策では、1年次の7月から就職委員会、クラス担任を中心として就職ガイダンスを定期的実施している。就職先は、福祉施設・医療機関が多いため、施設の管理職の方や卒業生などを講師として招き、実体験を踏まえた話を聴くことで就職活動への意識を高めている。また、例年6月または7月に栃木県福祉人材センター主催の「福祉のお仕事就職フェア（説明相談会）」が開催され、学生の参加を促している。

食物栄養学科も、『キャリアデザイン』進路を考える動機づけを行っている。本学科は、所定の単位を取得することによって卒業時には栄養士資格を取得できるカリキュラムを組んでおり、卒業生全員が栄養士国家資格を取得する。このことから、就職支援においては、学科独自の就職ガイダンスを実施している。令和2年度より、地域の行政、施設、企業の現場で活躍する管理栄養士を講師とした講演会やガイダンスを行い、栄養士・管理栄養士の仕事に関する基本的な理解を得るよう支援している。栄養士の資格を活かせる就職先（病院、高齢者施設、給食関連企業、食品関連サービス企業、食品会社、保育園など）を中心に Google Classroom を活用した情報提供を頻度高く行うことで、学生の就職活動への意識を高め、就職活動を促している。令和3年度からは、「卒業生による就職・進学談話会」を開催し、卒業生の具体的な就職・進学に向けた活動や現在の就労・就学状況を知る場を提供し、キャリアプランの設計や就職・進学に向けた活動へのモチベーションアップに役立てている。また、卒業後3年以上の実務経験を経た後に管理栄養士国家試験合格を目指す学生に対しては、それが可能となる適切な就職の支援と国家試験対策講座である「食物栄養特別演習」の受講を勧めることにより基礎学力向上への支援を実施している。

就職・進学活動が始まる前の1月に、全学科1年生を一堂に集めて、「就職（進路）活動激励会」を実施し、進路活動を開始する仲間同士の連帯感を深めて、各自の進路活動に取り組めるよう、学長はじめ各学科長等から励ましの言葉を贈り、ダルマの開眼を行って激励している。

少人数教育の利点を生かして、日常的に就職委員とキャリア相談室職員を中心に、クラス担任と専攻主任及び学科長と常に個人別の情報交換を行っている。また、夏期に実施している保護者個人別教育懇談会等も活用して、関係者の意志疎通と情報の共有化を進めている。さらに、6月の本学後援会総会当日に、『保護者のための就職支援講座』を開催している。令和4年度からはワークエントリーにより、保護者への就職状況や家庭における就職支援の方法を説明し、きめ細かな学生支援へつなげている。本ガイダンスは2年生の保護者に限らず1年生の保護者も参加している。同時に、担任を含めた学科別懇談会・個人相談も開催しており、進路を含めた相談も受けている。参加者にとっては有意義な機会となっている。

在学生の進路希望状況と活動状況等との把握については、各学科の就職委員とクラス担任およびキャリア相談室職員が連携して実施している。入学間もない5～6月以降第1回進路希望調査を実施し、10月に第2回進路希望調査、翌年5月に進路活動状況調査を実施して、個人の希望と適性に応じた支援活動を行う基礎資料として関係者に共有・活用され、1年生の10月調査以降は書類作成や相談など、個人別の支援活動へと強化している。

個人別の進路活動状況と卒業時の内定状況について、教授会に逐次報告し、その結果を学生の就職支援に活用している。就職希望者は志望の職種に就職している。

進学希望者については、入学時のオリエンテーションと就職ガイダンス時に進学情報も含めて提供をして支援している。進学希望者は例年少人数ではあるが、希望進路は留学、国内大学から通信制大学まで幅広く、就職委員とクラス担任及び専攻主任、教務委員等が連携して、進路に応じた相談と適切な指導を通じた支援を行い、希望者の進学を毎年実現している。令和6年度は、音楽科は昭和音楽大学・国立音楽大学・大阪音楽大学(通信)へそれぞれ1名が3年次編入学をした。また、音楽科は留学支援担当を配置し、支援している。現在、1名がオーストリア グラーツ国立音楽大学大学院で学んでいる。人間福祉学科は、1名が東京福祉大学へ3年次編入している。食物栄養学科は、1名が栃木農業大学校へ入学している。

＜テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題＞

進路に関する情報等の収集・管理、利活用や指導などについて、キャリア相談室を中心とする総合的な進路支援体制を一層充実させていく。ポータルサイト上の「就職・進路支援」コーナーおよび『就職・進学ガイドブック』を継続的に改訂していく。就職試験対策講座および学内就職ガイダンスについては、引き続き実施する。海外への留学希望者がいればその対応を強化していく。

＜テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項＞

令和6年度も、コロナ感染を警戒しての学生生活であったが、本学は令和2年5月より対面授業を継続し、感染者や濃厚接触者等に対してはオンライン授業を実施した。実習、実技科目においても三密を避けた授業を展開した。学内の各種イベントも感染対策をしながら企画したものはほぼ実施できた。

卒業時の学生生活に関する調査での満足度は、高い評価を得た。

例年6月に実施している就職・進学支援のための「保護者のための就職支援講座」では、就職の現状と保護者の対策を専門業者から学んでいる。出席は任意であるが、1、2年生の保護者が参加している。令和6年度は学生も参加可としたことから、学生同伴の参加者もいた。社会の就職活動の現状等を把握できると同時に担任を含めた教員との懇談もでき、好評を得ている。

＜基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画＞

（a） 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

第2期認証評価期間内での平成28年度の受審では、教育課程と学生支援を充実するために、計画を立てて実施してきた。地域社会と学生のニーズに合わせて、人間福祉学科の社会福祉専攻に医療事務履修モデルと音楽科に邦楽専攻コースを、平成30年度に音楽科に吹奏楽・アンサンブル専攻コースを、そして、令和元年度には栄養士養成のための食物栄養学科を新設した。各学科で、専門性を生かした各種資格取得を促進するために、卒業後に活かすことができる資格について検討し、受験して合格した場合はその受験料を給付

する知識力奨学金制度を設けた。また、学習成果を査定する成績の評価を平成 29 年度から A 評価を S : 90 点以上、A : 89~80 点と 2 分して 5 段階評価とし、令和 4 度から成績評価の基準・方法にループリック法を導入し、基準には科目の到達目標（学習の成果）を評価項目として記載するとともに、試験（筆記試験・レポート）や授業時間内のミニテスト、提出物等の何を対象として評価するのか、その方法を%表記で明記することにした。本学の学習成果や三つの方針を学外に周知するために、ホームページを充実させた。学習成果向上のための支援力強化と情報管理・活用能力を図るために、教育研究室等の職員のコンピュータの更新を令和元年度に、ファイルサーバーのクラウド化を令和 4 年度にそれぞれ実施した。リカレント教育を各学科とも実施している。

その他、学生による授業改善アンケート、学生生活に関する調査、卒業生や就職先聴き取り調査を引き続き実施している。進路支援についても、学科の特徴に対応した支援をしてきた。これらについて、第 3 期認証評価期間の昨年度の認証評価では改善されているとの評価を得た。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

昨年度の認証評価では、一部のシラバスにおいて授業の実施・評価に関して不適切な点が見られるので、シラバスの内容の確認を組織的に行うことが望まれるとの指摘があった。教学マネジメント指針に基づき、シラバス作成要領を作成し、シラバスの作成依頼をしたが、専任教員全員によるシラバスチェックの確認が不徹底であった。今年度は、「教学マネジメント」に関する FD 研修を実施し、学生が主体的に学ぶため重要なものであること、シラバスの記載すべき事項の確認とその内容について共有した。7 年度に向けて、2 月に教員全員でのシラバスチェックを実施した。今後も、継続予定である。

また、授業改善アンケートを実施しているが、その回答率が 80%弱~85%であったことから、担当教員と教務委員会で学生に周知し、回答率の向上を図っていく。さらに、学習成果の量的・質的データの査定として、令和 4 年度から成績の評価基準・方法にループリック法を導入したが、学士力を考慮した三つの方針を全面的に見直し、改定して令和 7 年度から実施している。シラバスの成績の評価基準の項目に各科目の到達目標（学習の成果）も見直ししている。今後は、量的・質的データを可視化して、学習成果の獲得状態を把握していく予定である。学習成果を高めるためには、学生と教員の学習内容の共有が必要である。学生全員が携帯している Chromebook を有効利用して学科の特徴に合わせた学修ポートフォリオのシステムを構築し、教員と学生が双方向で学びの内容と理解度を確認しながら学習の成果を獲得できるように、計画的に検討していく。

各学科において、取得できる資格取得希望者が少なくなっている傾向にあるので、引き続きそれぞれの資格の特徴を説明し、取得希望者の増加を図っていく。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

〔テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源〕

〔区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。〕

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

＜区分 基準Ⅲ-A-1 の現状＞

本学は、短期大学及び各学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備し、必要専門分野ごとに適正に配置している。

音楽科は、音楽関係 5 人と教職 2 人の専門分野の専任教員 7 人と非常勤教員 54 人である。

人間福祉学科の社会福祉専攻は、4 人の専任教員と非常勤教員 23 人である。専任教員のうち 1 人は教務に関する主任者、2 人は「ソーシャルワークの理論と方法（専門）」又は「ソーシャルワーク演習（専門）」及び「ソーシャルワーク実習指導」又は「ソーシャルワーク実習」を教授できる社会福祉士資格をもつ教員である。1 人は、医療事務関係の資格をもつ教員である。

人間福祉学科介護福祉専攻は、4 人の専任教員と非常勤教員 22 人である。「社会福祉士学校及び介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針について」に基づき、次のように教員を配置している。1 人は「人間と社会」の責任者、1 人は「介護の領域」における一貫性及び統一性が確保された科目の編成・授業の運営等の責任者（介護福祉士）、1 人は「こころとからだのしくみの領域」において一貫性及び統一性が確保された科目の編成と授業の運営等及び「医療的ケアの領域」の教育内容を教授できる看護師資格をもつ教員である。他の 1 人は一般教養科目担当の教員である。このうち、人間と社会の責任者が介護福祉士養成課程の 4 領域の編成等の教務に関する主任者を兼ねている。

食物栄養学科は、7 人の専任教員及び非常勤教員 25 人ある。専任教員は、「栄養士法施行規則」に基づき、専任教員のうち栄養士養成課程の社会生活と健康、人体の構造と機能又は食品と衛生のいずれかを担当する教員として 2 人、栄養と健康を担当する教員 1 人、栄養の指導を担当する教員 1 人、及び給食の運営を担当する教員 2 人、他の 1 人は一般教養科目を担当する教員である。他に 3 人の助手がいる。

本学の教員組織は、学校教育法第 92 条に基づき、学長、副学長、教授、准教授、講師、および助教をおいている。短期大学設置基準に定める必要教員数は音楽科 4 人、人間福祉学科 8 人（社会福祉専攻 4 人、介護福祉専攻 4 人）、食物栄養学科 4 人、教育課程を遂行するために必要な教員数は 3 人である。令和 6 年度の専任教員数は、音楽科の専任教員 7 人（教授 3 人、准教授 2 人、講師 2 人）、人間福祉学科の専任教員 8 人（教授 4 人、准教授 2 人、講師 2 人）、食物栄養学科 7 人（教授 3 人、准教授 2 人、講師 2 人）で合計 22 人である。収容定員が短期大学設置基準に定められている数に満たない場合の専任教員数は 2 割の範囲内において兼任に代えることができるとなっているが、本学では 2 割減をしない数で運用している。また、食物栄養学科では、栄養士養成法施行規則に基づき助手 3 人を置いている。いずれも短期大学設置基準を満たしている。

各学科・専攻課程の専任教員は、短期大学設置基準の規定に遵守し、職位ごとに、必要な真正の学位、教育業績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等を充足している。

各学科・専攻課程とも、それぞれの教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。なお、基幹教員の実施が令和 4 年度から始まった。本学 6 年度に検討し、7 年度からは基幹教員の配置を実施している。

なお、専任教員の年齢構成においては、本学では定年規程において満 65 歳をもって定年としている。本規程にかかわらず、理事長が業務遂行上、特に必要と認めた者については、教授会の議を経て、理事会の承認を得た場合に限り、定年を延長することができるとし、1 年更新ごとの特任教授として採用している。

各学科の非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用するとともに、教授会の審議を経て採用している。

食物栄養学科の栄養士養成課程における指定科目の非常勤教員採用では短期大学設置基準の規程を準用するとともに、関東信越厚生局での教員審査で認められた教員を採用している。

3 学科とも補助教員は配置していない。

教員の採用、昇任は、就業規則、人事委員会規程、教員選考規程、専任教員の昇任に関する内規等に基づいて行っている。専任教員の採用は、定年退職や自己都合等で欠員が発生した場合に公募を原則として募集手続をする。人事委員会を置き、学長、副学長、および組織規程に定める学科長、専攻主任、図書館長をもって組織し、必要に応じてその他の者の出席を求めることができる。応募者や専任教員の昇格申請があった際には、学長は教授会の議を経て、教授 3 人以上からなる審査委員会を設けて、応募者の資料や専任教員の昇任に必要な申請資料を教員選考規程や専任教員の昇任に関わる内規に基づいて教育・研究上等の業績の審査を行っている。新規採用者は選考委員面接と学長面接を実施している。新規採用、昇任ともに、最終、教授会で審議し、学長が決定している。

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。

- (3) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (4) 専任教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。
- (5) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (9) FD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 教員は、FD 活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (10) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

＜区分 基準Ⅲ-A-2 の現状＞

専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて研究活動を行っている。しかし、授業担当時間とその準備、委員会活動に費やす時間を多くとられ、研究活動時間の確保が課題である。

外部資金による研究活動や出版・執筆活動・学会活動などを奨励し、科学研究費補助金の申請を促している。科研費研究補助金の申請は、例年、他大学との研究分担者も含めて応募申請はあるが、採択に至っていない。外部助成金は、令和6年度は応募者がいなかった。

本学では、専任教員の研究活動に関する規程を定め、研究活動や出版、学会活動等のための研究費は、教授から助教まで一律年間一人あたり 30 万円、助手は 10 万円で適切に運用している。

また、専任教員の学術研究の向上を図るために、本学に講師以上として5年以上勤務している教員で、在職機関に教育に顕著な貢献があり、かつ研究成果を上げることが期待できる者に、半年間特別研究期間を認める「特別研究制度」がある。

専任教員の研究倫理を遵守するために、研究倫理に関する規程を整備している。FD・SD 研修会の一環として研究倫理研修会を実施している。令和6年度は、国立研究開発法人科学技術振興機構の研究公正ポータルより、「研究倫理を学ぶ-倫理の空白Ⅲ 人文・社会編 研究活動のグレーゾーン」の YouTube 動画を、令和7年1月10日（金）～1月31日（金）に各自で視聴した。受講後にアンケートを実施し、2月14日（金）にフォローアップ研修として、アンケート結果の共有をした。研修後は修了証を取得し、事務局に提出している。『FD・SD 報告書』としてまとめている。

また、近年、人を対象とした医学的研究を計画して実施する教員が増えている。本学では、人を対象とした医学系研究に関する研究計画に対して倫理審査を行うシステムがなかったことから、研究倫理指針や研究倫理委員会規程の内容を検討し、「人を対象とする生命科学、医学系研究に関する内規」を定め、令和5年度から施行している。

教員の研究業績は、音楽科は『宇都宮短期大学音楽科研究紀要』、人間福祉学科と食物栄養学科は『宇都宮短期大学人間福祉学科・食物栄養学科研究紀要』に、また、地域貢献に関する活動等の業績は、『宇都宮短期大学地域福祉開発研究センター年報』を刊行して、公表している。各学科の研究紀要は、ホームページでも公開している。紀要投稿について

は、最低でも3年に一度以上は、本学の研究紀要等への投稿を奨励し、実践している。また、専任教員は、研究者名鑑として教員紹介を本学ホームページに掲載している。研究活動に関して、学位、研究業績等の内容が分かりにくいことから令和5年度に全面的に見直し、更新している。

各専任教員の研究室は、個人研究室が整備されている。食物栄養学科の助手は3人の共同研究室となっている。各研究室にはパソコンと学内LAN環境を整備し、必要に応じて、オンラインによる教育研究活動もできるようになっている。

就業規則により、1週40時間勤務となっている。理事長の定めるところにより、授業その他、1週間の勤務時間を個々に割り振ることができ、週1日は研究日が認められ、研究・研修時間を確保している。

専任教員の特別研究に関する規程はあるが、留学、海外派遣、国際会議出席等に関することは必要に応じて学長が判断している。

自己点検・評価推進部会は、学則1条の2に定める目的のために、教育研究の向上を図り、教育研究活動の状況を向上させる活動を組織的に支援することとして、FDに関する業務も担っている。その第3条に、基づいて、「宇都宮短期大学自己点検・評価委員会FD部会内規」を整備し、FD研修プログラムの開発・実施に関すること、FD活動の情報と提供に関することなども任務としている。

例年、学期末ごとに実施される学生による「授業改善アンケート」の実施と結果については、教員にフィードバックされ、各自の授業の成果と新たな課題を明らかにしている。教員相互の授業参観を実施している。他科目担当の教員の授業方法を参観することで、自己の授業を振り返り、授業の改善につなげている。また、情報セキュリティ研修会として、令和6年8月19日に「教職員向け情報セキュリティ研修」として「組織におけるサイバー犯罪の傾向とセキュリティ対策について」FD・SD研修を実施した。

教員は、必要に応じて学内の関係部署と連携を取って教育に当たっている。特に、図書館は、学習成果を向上するために教員から購入希望があった必要な図書等を購入して配架している。また、授業で使用する教育機器備品のメンテナンス等を常時事務局と連携して行なっている。

〔区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。〕

- (1) 短期大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) SD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- (7) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (8) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

＜区分 基準Ⅲ-A-3の現状＞

本学の事務組織は教育研究を支援するため、「宇都宮短期大学事務組織規程」で定められており、事務局長は所属員を統括し、所管事務を遂行する責任を負い、その遂行に必要な権限を有している。本学の事務組織は、総務課、学務課、図書館事務に組織している。その職務は、事務局長を中心に事務組織の責任体制が明確である。

各事務職員は、業務に関する専門性を有して職務に従事し、その間 OJT や外部研修会へ積極的に参加して、資質向上に取り組んでいる。事務局、総務課、学務課は5号館3階の1室に集中して配置しており情報交換、情報共有が円滑に行われ、事務職員の能力や適性は十分に発揮できている。

事務の組織・職務に関しては「宇都宮短期大学組織規程」、「宇都宮短期大学事務組織規程」、事務処理に関しては「宇都宮短期大学公印取扱規程」、「宇都宮短期大学文書取扱規程」、「宇都宮短期大学旅費規程」「宇都宮短期大学旅費規程・旅費に関する細則」等の規程を整備しており、適切に事務処理を行っている。

事務室内には、個別にパソコンが配備され、事務処理に必要なネットワークが構築されている。このほか電話、ファックス、プリンターなど事務処理に必要な機器が整備されている。

「宇都宮短期大学学則第1条の2」に基づいて、事務局員のSDに関して、「宇都宮短期大学自己点検・評価推進部会SD部会内規」を定めている。

SD活動に関しては、特に教員と事務職員の相互理解を深めるためFD・SD活動と連携して、毎年行っている。令和6年度は、①日本私立学校振興・共済事業団 助成部 「令和6年度助成部相談会・説明会」、②関東私立短期大学協会「令和6年度 教職員研修会」、③文科省関係機関 「令和6年度階層別サイバーセキュリティ研修会」、④日本私立短期大学協会 「令和6年度私立短期大学学生生活指導担当者研修会」、⑤日本私立短期大学協会主催 「地方創生2.0に向けた私立大学・短期大学と自治体との連携強化に関する説明会」、⑥日本私立学校振興・共済事業団 「私学共済事務担当者研修会」⑦SD研修会「パワハラ防止とホスピタリティマナー」に参加した。これらの内容は、『FD・SD報告書』に記載している。事務職員は、積極的に外部主催の研修会に参加し、他大学等の取り組みについて研修を深め、全職員に内容を報告し、情報の共有を図っている。事務職員は、ミーティングを週1回定例実施している。

日常的な業務の改善については、毎年度、職務内容や業務分掌を見直して、業務の適正化、効率化に努めている。外部委託が可能な警備業務と清掃業務は外部委託を実施して業務の効率化を図っている。

事務職員は窓口における学生の履修相談、成績管理、資格取得情報管理、進路相談に積極的に対応している。各委員会の教員や図書館の担当者とは、綿密なコミュニケーションをとり、学習成果の向上に寄与している。

〔区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。〕

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。

(3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

＜区分 基準Ⅲ-A-4 の現状＞

就業規則をはじめとする教職員の就業に関する諸規程として「宇都宮短期大学就業規則」「宇都宮短期大学育児・介護休業等に関する規程」「宇都宮短期大学定年規程」「宇都宮短期大学給与規程」「宇都宮短期大学退職金規程」「宇都宮短期大学旅費規程」等を整備しており、規程の配付及び学内情報システム上（共有フォルダー）で周知している。

特に、新任教員には「長坂キャンパス専任教員の先生方へ」として事務職員から丁寧に説明している。教職員の就業に関する規程は、ファイルを教職員がいつでも閲覧できるようにしている。

教職員の出退勤管理については、年度当初に「出退勤の届けと出勤簿の表示について」を配付するとともに、教職員が出勤時に捺印した事務局備え付けの出勤簿で管理している。さらに、教員については、出勤簿脇に置かれた氏名ボタンランプを押すことで、事務室内に設置された電子掲示板に氏名が表示され、一目で出勤状況を把握することができるようになっている。

事務職員の就業については、就業規則で8時15分～17時00分、就業の関係で日曜・祝日の勤務については、他曜日への振替及び交代制で始業時間を1時間ずらして勤務（遅番及び早番体制）する形態をとり、週労働時間を40時間としている。

教職員の出張に関する規程も整備しており、事前には「休講・出張・補講届」を、事後には「出張旅費申請書」を事務局に提出して、事務局長の捺印を経て、学長が決裁している。また、教職員の就業管理は、事務局担当者が分掌し、諸規程に基づき、適正に管理している。

教職員の出張に関する「宇都宮短期大学旅費規程」「宇都宮短期大学旅費支給に関する細則」を整備しており、事前には「休講・出張・補講届」を、事後には「出張旅費申請書」を事務局に提出して、事務局長の捺印を経て、学長が決裁している。また、教職員の就業管理は、事務局担当者が分掌し、諸規程に基づき、適正に管理している。

なお、育児・介護休業等に関する法令の改正に伴い、宇都宮短期大学育児・介護休業等に関する規程を改訂している。

＜テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題＞

専任教員の科学研究費補助金と外部助成金の申請については、令和6年度はなしであった。今後、教員の積極的な獲得を促していく。

専任教員の特別研究に関する規程はある。留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程は、今後、規程の整備を進めていく。

事務職員は専門的能力が高いが、引き続きさらなる能力を引き出すために適正な人事管理を行う。

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

[区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が適切である。
 - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。
- (11) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

<区分 基準Ⅲ-B-1 の現状>

宇都宮短期大学は、宇都宮共和大学子ども生活学部と同じキャンパスにあり、校地・校舎は宇都宮共和大学長坂キャンパスと共用となっている。その校地面積は 68,099 m²であり、宇都宮短期大学の収容定員 200 人と宇都宮共和大学子ども生活学部の収容定員 280 人の合計 480 人の収容定員に対し、設置基準の学生1人当たり 10 m²以上を満たしている。

校舎面積は 13,834 m²であり、設置基準面積の 4,250 m²を満たしている。また、屋外運動場は緑豊かなグラウンドを中心に、テニスコート 4 面、屋内運動場にはバスケットボール、バレーボール、バドミントン、ダンスに対応できるアリーナと演習室を備えた 1,567 m²の体育館を有しており、体育実技やレクリエーション演習の授業をはじめサークル活動などに有効に活用されている。

障がい者対応について 2 号館は正面玄関のスロープや須賀友正記念ホールのバリアフリー化のために昇降機を設置している。3 号館・5 号館及びアリーナについては建設時にバリアフリーに対応している。エレベーターは 3・5 号館に設置、トイレは 2・3・5 号館に車いすが使用できるトイレを設置している。

1～5 号館に大講義室 4 室（アンサンブルホール含む。）、中講義室 6 室、小講義室 10 室（邦楽室、ML 室含む。）、演習室 1 室がある。1 号館に練習室 18 室、1・2 号館にレッスン室 16 室、家政実習室、3 号館に介護実習室、入浴実習室、調理実習室、給食実習室、実

験室、製菓実習室、食物栄養実習室、コンピュータ実習室（令和4年度にアクティブ・ラーニング対応に改修）、5号館に保育実習室がある。

通信制による教育は行っていない。

3号館の全講義室・演習室に大型液晶テレビ、パソコン、プロジェクターを、5号館の講義室にはプロジェクターとAV装置、マイク、スピーカーを備えている。1号館の講義室にはテレビとDVD・ビデオ再生機を設置している。

3号館のアクティブ・ラーニング室にはノートパソコン40台と5台のプリンターを設置している。また、5号館3階メディアコーナーにはデスクトップパソコン6台とノートパソコン11台、カラープリンター2台を学生の自学自習用に設置している。1・2・3・5号館でWi-Fi環境の整備更新も行った。学生ごとにIDを配付し学習、就職等の情報収集に役立てている。

また、2号館のオーケストラ・合唱用の舞台と508席を備えた音楽ホール、1号館はプライベートな演奏会・発表会にも利用できるアンサンブルホール（94席）を備えている。本学の持てる資源としてのこの音楽ホールについては、外部（卒業生、一般等）への貸し出しを積極的に行い、有効活用を図ることで地域にも貢献している。1・2号館レッスン室にグランドピアノ18台、電子オルガン5台、1号館練習室にアップライトピアノ16台、電子オルガン4台、1・2号館講義室・楽屋にグランドピアノ7台、電子オルガン4台、電子ピアノ22台、邦楽室に箏10面、十七絃1面、尺八4管、三絃2丁、3号館の学生ホールにグランドピアノ1台、5号館の講義室にグランドピアノ3台、5号館ホワイエ練習コーナーに電子ピアノ12台を備えている。

図書館は758㎡を保有し、適切な面積を有している。図書館の運営、図書・資料選定と廃棄は、規程・内規に基づいて行っている。図書館の資料、利用状況等の管理は、“情報館”ソフトを利用して行っている。蔵書検索については、学内LAN（他キャンパス共通）を使ったOPACを構築し、学生・教職員の利便性を高めている。さらに、学内Wi-Fi接続中のデバイスやパソコンからも検索可能となるように整備した。ハードやソフトウェアのメンテナンスは、外部の専門業者に委託している。図書館職員は館長と司書で、運営全般について情報を共有し、学生・教職員の研究・学習支援にあたっている。また、学生の利用しやすい図書館を目指し、アクティブ・ラーニングのためのスペースを設置している。令和5年度より下野新聞データベースを導入し、県内のニュースは元より「日経テレコン」記事検索の全メニューを利用できるようにした。

図書館の蔵書数は74,114冊、うち図書46,737点、学術雑誌19誌（逐次刊行物内）、視聴覚11,323点、楽譜16,054点で、閲覧席は120席を保有している（令和7年3月31日現在）。開館時間は、平日8:45～17:30、土曜日8:45～16:30である。令和6年度の年間図書館利用状況は、入館者数8,202人、開館日数268日、1日平均利用者数31人、図書貸出総数2,101冊である。年々、図書館の利用者数が減少しているのが課題である。

新入生への利活用促進策として、入学時のオリエンテーションで図書館の利用規程並びに図書館の利用案内（図書館ポイントカードの利用等）説明を行っている。また、学生掲示板や在学生向けポータルサイトに月1回発行の『としょかんかわら版』を掲載し、利用啓発に向けた取り組みを進めている。この他、大学祭やオープンキャンパス等において図書館資料等の展示を実施し、今後入学してくる高校生や地域の人々への啓発活動も行って

いる。また、宇都宮共和大学シティキャンパス図書館との相互利用が可能である。他大学図書館との文献複写依頼・受付にも随時対応している。

本学ではアリーナ 1,567 m²の体育館を有しており、体育実技やレクリエーション演習等の授業に加え、サークル活動などにも有効に活用されている。

また、本校舎より徒歩5分の須賀学園第4グラウンド（人工芝野球場）も必要に応じて使用している。

音楽等での動画配信についてはアンサンブルホールにカメラ等一式の機器が整備されており、音楽教員は演奏を発信に使用するなど多様なメディアを高度に利用する設備を整備している。

〔区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。〕

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

＜区分 基準Ⅲ-B-2の現状＞

施設設備の維持管理等に関する事項は、「学校法人須賀学園固定資産及び物品管理規程」、「学校法人須賀学園経理規程」を定めて整備している。また、消耗品、収入印紙等についても上記規定に基づき適切な管理をしている。

施設設備の安全管理については、事務局が主体となり、施設管理委託業者を定め、建築基準法、消防法、ビル管理法等の法令に規定された定期点検・整備を実施している。エレベーターの点検は建築基準法に、電気設備の点検は電気事業法に、浄化槽設備点検、ガス・給水設備点検についても施設管理業者が定期点検で実施している。

衛生管理についても施設管理委託業者に委託してビル管理法に基づいて、空気環境測定、防虫、防鼠等を定期的に実施している。校舎の清掃は、業者委託により校舎の教室・トイレ・廊下・階段を毎週月～土曜日に実施している。水質検査についても毎週1回職員の検査と業者の定期点検を実施している。以上により、施設設備、物品を諸規程に従い維持管理している。

火災・地震等の危機管理等に関する体制の整備については、「学校法人須賀学園危機管理マニュアル」において、学生及び教職員に被害が及ぶおそれがある様々な危機を未然に防止し、また、発生した場合に被害を最小限に食い止めるために必要な事項をまとめている。さらに、「長坂キャンパス防災管理規程」及び「長坂キャンパス自衛消防隊規則」に加え、食物栄養学科の「宇都宮短期大学食物栄養学科化学薬品等管理規程」、「宇都宮短期大学食物栄養学科薬品管理取扱要領等、必要事項を定めている。

本学では定期的な防火訓練（通報訓練・避難誘導訓練・消火訓練）を実施している。また、消防法に基づいて消防施設等の点検を実施し、消火器、自動火災報知器等については

定期的に消防署に報告している。平成6年度は、当日雨天のため消防署員無しで訓練（通報訓練・避難誘導訓練）を実施した。訓練後に、緊急地震速報を受けたときの行動の具体例や、Jアラート（全国瞬時警報システム）発令時の行動の具体例について再確認を行っている。

本学において発生する諸般の事象に伴う危機に、迅速かつ的確に対処するため、危機管理体制及び対処方法を定めることにより、学園の学生、教職員及び近隣住民等の安全確保を図るとともに、学園の社会的な責任を果たすことを目的とする危機管理規則を定め有事の際はこれにより対応するが、その事例はない。

防火及び震災対策の徹底を期し、火災・震災その他の災害による人的、物的被害の軽減を目的として防災管理規程を整備している。管理権限者、防火管理者、防火担当責任者、火元責任者、災害発生時への対応として教職員による「自衛消防隊」を組織している。

施設管理業務委託により、年間を通して施設設備の定期点検をしている。エレベーターは月1回の定期点検を行い、故障や閉じ込めなどの非常時の直接通話や管制センターでの遠隔監視により異常信号受信時には対応できるようになっている。

心室細動時等の救急救命活動に有効とされる自動体外式除細動器（AED）を学内に設置し教職員を対象として使用方法について周知している。また、介護福祉専攻の学生が救急救命講習会を受講するときには、事務職員も一緒に受講している。本学の校舎は新耐震基準に対する耐震工事は全て終了している。

学内情報システムの維持管理については、「宇都宮短期大学情報セキュリティ・ポリシー」及び「宇都宮短期大学情報システムガイドライン」に基づき、本学情報システムの保守管理を行う会社を定め、年間保守管理契約を締結し、定期保守点検（毎月1回）及び緊急時対応体制（遠隔操作又はオンサイト対応）を整備している。また、情報セキュリティ対策として、Firewallの設置、クライアントサーバー型のvirus駆除ソフトの整備、ネットワークユーザー管理（アクセス制限）、ファイルサーバー内の共有フォルダー管理（アクセス制限）、L3スイッチによるセグメント分割（学生用・教職員用サーバー）を行っている。その他、コンピュータのハードウェア性能を高めるとともに、学内LANや学内のWi-Fi設備を増設するなどして、利便性に留意している。令和4年度に本学の共有ファイルと図書館データは、外部（NTT）に移行した。他にマイナンバー導入時に「学校法人須賀学園特定個人情報基本方針」規程を定め特定個人情報を厳正に管理・運営している。

本学の各校舎の教室には冷暖房を完備している。室温管理については講義室、実験室、実習室等特別な状況を除いて夏季及び冬季の室温は、それぞれクールビズの冷房28℃及びウォームビズの暖房20℃に調節している。

省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全については、3号館屋上には温水パネルを設置し、温水の供給に役立てている。5号館には、校舎屋上に20.16kWの太陽光設備を設置している。令和6年度の実績発電量は年間3,275kWである。この発電量は、年間2,193リットルの石油削減量に相当し、年間10.792t-Co₂の二酸化炭素の削減をしている。省エネルギー対策の一環として一部にLEDへの移行及びジェットタオルを設置している。ジェットタオルはコロナ禍になり使用中止していたが令和5年4月から使用を再開した。各教室の蛍光灯を順次LEDへの切り替えをすすめていが2028年度までに切り替えを終了したい。また、省エネルギー対策の一環として、新電力と契約している。3号館について

は、建設 20 年間経過時から全面的に外壁の補修、屋上の防水工事や空調・冷温水発生機等のオーバーホールを順次行った。さらに 2 号館はボイラー交換、非常用電源の改修、落雷により放送設備、防災監視盤、防犯カメラ等の機器設備交換を行った。省エネ対策として電気の消費一覧（年間）を教授会で示し、職員に周知をしている。

＜テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題＞

省エネルギー対策の一環として、順次 LED への切り替えを進めている。教育用パソコンの順次更新を継続して行っており、令和 6 年度は教室、教職員のパソコンをすべて更新した。

図書館の蔵書について整理を進めており、図書委員会において各学科の月刊誌類の要・不要のアンケートを参考に毎年度決めている。しかし配架に余裕がないことから、さらに学術論文や紀要等の電子化を促進し、蔵書の新陳代謝を図っていくことが課題である。

＜テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項＞

特になし

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

- (1) 教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実に努めている。
- (2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

<区分 基準Ⅲ-C-1 の現状>

教育課程編成・実施の方針に基づいた本学の技術的資源については、学生用としてコンピュータ実習室(令和4年度アクティブ・ラーニング対応に改修)にノートパソコン40台、メディアコーナーにデスクトップパソコン11台とノートパソコン5台を整備している。教職員用としては、専任教職員各1台、兼任講師用に6台及び貸出し用ノートパソコン4台とChromebook6台を整備している。各教室設置のノートパソコン、教職員のパソコンをすべて更新した。

各講義室のAV機器(プロジェクター・大型液晶TV・DVD等)の整備については、一部の教室を除いて整備している。3号館は全ての教室にパソコンを整備している。また、音楽教育のための練習室、レッスン室、楽器類、及び人間福祉学科・食物栄養学科の各実習室、実習機器、実験室、実験機器についても整え、定期的に維持更新を図っている。

学生への情報機器の技術指導については、「情報処理Ⅰ・Ⅱ」「情報機器操作」の授業において、学内情報システム(Google Workspaceの各アプリケーションなど)の操作方法の説明や、情報リテラシーの向上と情報倫理や知的財産保護などの情報モラル教育を行っている。また、教職員への情報機器の技術指導については、「情報システム利用の手引き」を全教職員に配布し、学内情報機器の使用法や情報セキュリティの順守・情報セキュリティー・インシデント発生時の対応方法などを周知している。さらに日々の教職員からの情報機器操作に関する問い合わせなどについては、事務局担当者が技術指導を実施している。また、定期的な情報セキュリティ研修会や本学情報教員によるFD研修会を実施している。

情報機器の環境については、適切に定期更新を実施している。具体的には、学内にあるパソコン(ハードウェア及びソフトウェア)は5年を目途に更新している。また、OSや各種ソフトウェアのセキュリティーパッチ更新を定期的に行い、情報機器のセキュリティーホール対策・管理を適切に実施している。

情報機器の保守に関しては、「宇都宮短期大学情報セキュリティ・ポリシー」及び「宇都宮短期大学情報システムガイドライン」に基づき、保守管理会社と年間保守管理契約を締結し、定期保守点検を毎月1回、詳細な保守点検を夏季休業中に実施している。また、突発的なトラブルにも、速やかに対応できるよう、遠隔メンテナンスシステムを導入するとともに、オンサイトでもトラブル対応できる仕組みを構築している。令和4年度に学内で設置管理していた物理サーバーをNTTクラウドサーバーに移行し、運用している。クラウドサーバーに変更することで、物理サーバーの保守メンテナンスがなくなり、可用性を高めることが可能となった。日々の情報機器に関する質問やトラブルなどは事務局で一括して対応し、機器の重大な故障やシステム障害などに関しては保守管理会社で対応している。

情報システムの授業活用事例としては、Google Classroom を各講義に活用することを推奨している。Google Classroom では講義資料の配布や課題配布・回収をインターネット経由で行うことができるため、従来のレポート課題などを印刷して提出するということが少なくなり、教職員・学生ともに利便性が向上した。また、学生は大学から配付しているChromebook を学内・自宅で利用することにより、今までよりも効率的に課題に取り組むことができるようになっている。

学校運営の活用事例としては、ファイルサーバーの共有フォルダー機能を学校運営に活用している。共有フォルダー機能の利用目的としては、教職員間での共同作業や、情報共有を主たる目的としている。共有フォルダーは第1階層から第3階層まで本学の実情に合わせて定義されたフォルダーで構成されている。以前はキャンパス毎に学内ファイルサーバーを保有していたが、令和4年度にNTTクラウドサーバーにファイルサーバーを移転した際、共有フォルダーを再設計し、系列校の宇都宮共和大学と宇都宮短期大学の全ての学科・事務局を統合運用する形に改めた。また、全て同一のフォルダー構成に変更した。事務系についても同様に改編している。宇都宮短期大学のある長坂キャンパスには系列校の宇都宮共和大学子ども生活学部もあり、共同で実施するイベントなども多くあるので、所属をまたいで運用できるようにしている。共有フォルダーには、学生の履修情報、学籍データ、実習参加記録、各種マニュアル、事務手続きフォーマット等の情報を共有し、学校運営や学生指導の際に活用している。さらに授業改善のためのアンケートシステムをインターネット上で運用することで、自己点検を効率的に実施できる仕組みを設けている。

学内LANの整備状況に関しては、キャンパス間はフレッツ光グループアクセスで結ばれ、インターネットへは宇都宮シティキャンパス（宇都宮共和大学）から光回線で商用プロバイダに接続している。校舎間及び各フロアはGigabit Ethernet Cableを敷設し、教室の情報コンセントへはFast Ethernet Cableを敷設して、利用者に十分な通信速度を確保している。また、スマートフォン、タブレット、Chromebookの学内利用ニーズに対応すべく、学内情報システムとは別に、光回線をバックボーンに持つ無線LANを整備している。特にWi-Fi環境については整備の増強を毎年行い、利用ニーズの増加に対応できるようにしている。

令和4年度に3号館2階のコンピュータ室を改修し、アクティブ・ラーニング室に更新（多面的に利用可能にするため、デスクトップパソコンを廃してノートパソコンに、さらに固定席を廃して移動式の机椅子に更新した（各40台）。令和6年度に全教職員と全講義室のパソコンを更新した。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

情報機器室の円滑な利活用方法の構築し、パソコンの維持管理及び CPU の継続的な更新の実施を行う。1 号館の AV 機器の整備、コンピュータソフト（医療事務関係）を整備する。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

引き続き、技術的資源の更新を行い、教育資源として有効活用していく。

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
 - ① 資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり均衡している。
 - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
 - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
 - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
 - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
 - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
 - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
 - ⑧ 教育研究経費は経常収入の20%程度を超えている。
 - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
 - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
 - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
 - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
 - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
 - ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
 - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
 - ③ 年度予算を適正に執行している。
 - ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
 - ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
 - ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

<区分 基準Ⅲ-D-1の現状>

財的資源を適切に管理している。以下は、その内容である。

計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。①資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり均衡している。②事業活動収支の収入超過の状況については、附属高校定員充足が理由であることを把握している。③貸借対照表の状況は、健全に推移している。④短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。⑤短期大学の存続を可能とする財政は、法人の総資産額中、現預金・有価証券等が277億円であることから十分に維持している。⑥退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。⑦資産運用規

程を整備するなど、資産運用が適切である。⑧短大の教育研究経費は経常収入の 20%程度を超えている。⑨教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分は適切である。⑩公認会計士の監査意見への対応は適切である。⑪寄付金の募集及び学校債の発行は行っていない。⑫短大の入学収容定員は、未充足ではあるが、⑬法人全体として良好な財務体質を維持している。

法人の活動区分資金収支計算書では、教育活動については、過去 3 年間、収入は減少傾向、支出は増加傾向であるが教育活動資金収支差異はプラスを継続している。令和 6 年度の活動区分資金収支差額については、教育活動による資金収支が 757 百万円のプラス、施設設備等活動による資金収支は 399 百万円マイナス（高校校舎建替え中であるが建設費は第 2 号基本金取崩で対応）である。翌年度繰越支払資金は 11,901 百万円と十分に有している。

活動区分資金収支計算書

(単位:百万円)

	科 目	4年度	5年度	6年度
教育活動による資金収支	収入	3,219	3,154	3,088
	学生生徒等納付金収入	2,225	2,169	2,037
	経常費等補助金収入	773	772	776
	支出	2,245	2,405	2,335
	人件費支出	1,468	1,450	1,562
	教育研究経費支出	572	770	573
	管理経費支出	205	185	200
	調整勘定等	△ 8	△ 51	3
	収支差額	966	698	757
施設整備等活動による資金収支	収入	1,106	1,408	1,202
	支出	1,415	2,806	1,752
	収支差額	△ 262	△ 1,411	△ 399
その他の活動による資金収支	収入	1,323	6,421	6,974
	支出	5,422	4,743	3,355
	有価証券購入支出	4,116	822	1,009
	収支差額	△ 4,099	1,677	3,618
支払資金の増減額		△ 3,395	964	3,976
翌年度繰越支払資金		6,961	7,925	11,901

令和 6 年度の事業活動収支差額については、教育活動収支が 8 百万円（減価償却 715 百万円）のプラス、教育活動外収支が 25 百万円（受取利息・配当金）のプラス、経常収支差額は 33 百万円で毎年プラスを継続しているが減少傾向である。

事業活動収支計算書

(単位: 百万円)

科 目		4年度	5年度	6年度
教育活動収支	収入	3,227	3,165	3,088
	支出	2,773	2,981	3,080
	(うち減価償却額)	(526)	(562)	(715)
	収支差額	454	184	8
教育活動外収入	受取利息・配当金	21	26	25
経常収支差額		475	210	33
特別収支差額		△ 15	307	△ 14

科 目	4年度	5年度	6年度
基本金組入前当年度収支差額	460	517	19
基本金組入額合計	△ 260	△ 333	△ 718
当年度収支差額	199	184	△ 699
前年度繰越収支差額	11,976	12,213	12,396
翌年度繰越収支差額	12,213	12,396	12,194

2号基本金は、令和7年3月末で法人合計3,129百万円となっており、本学関係では、短大土地購入資金535百万円、短大新学科増設等資金350百万円、教育研究用機器備品購入資金1,157百万円（本学、大学、高校中学共通）であり、本学の教育研究の維持・充実に必要な資金を確保している。

2号基本金内訳

6年度末

(単位: 百万円)

	残 高
短大土地購入資金	535
短大新学科増設等資金	350
教育研究用機器備品購入資金	1,157
高校土地購入資金	302
高校校舎新改築資金	84
共和大学学部増設等資金	700
計	3,128

令和7年3月末の手元資金は、現預金16,601百万円（流動資産の現金預金11,901百万円、退職給与引当金特定預金500百万円、第2号基本金引当特定資産3,200百万円、施設償却引当特定預金1,000百万円）、固定資産の有価証券7,737百万円（政府保証債100百万円、国債200百万円、仕組債100百万円、投資信託1,537百万円、NCD5,800百万円）、固定資産の特定金銭信託3,349百万円（米国債など）、合計で27,687百万円を有している。

資産の状況(令和7年3月31日)

(単位:百万円)

貸借対照表			運用資産	
流動資産	現金預金	11,901	現金	1
固定資産	有価証券	7,737	普通預金	1,400
固定資産	退職給与引当金特定資産	500	定期預金	14,200
固定資産	第2号基本金引当特定資産	3,200	政府保証債	100
固定資産	施設償却引当特定資産	1,000	国債	200
固定資産	特定金銭信託	3,349	仕組債	100
			NCD	6,800
			投資信託	1,537
			特定金銭信託	3,349
		27,687		27,686

本学単体では、学生の定員割れにより収支は赤字を余儀なくされているものの、附属高校の安定収益により、毎年度のキャッシュフローは黒字を維持しており、将来にわたって本学の教育研究に支障はない。

退職給与引当金等については、期末要支給額の100%を基にして、私立大学退職金財団に対する掛け金の累計額と交付額の累計額との繰り入れ調整額を加減した金額を適切に計上している（計算書類の重要な会計方針、引当金の計上基準による）。

本学の令和6年度教育研究費比率（事業活動収支の教育研究費÷経常収入）は、82.8%であり過去3年間20%を大きく超えている。本学は経常収入8割が学生等納付金であり改善には入学生の確保が喫急の課題である。令和6年度教育研究施設設備の支出については、施設・設備関係20百万円（楽器等機器備品、ソフトウェア等）と資金収入の9.9%であり、安定的に教育設備の維持更新と充実に努めている。

本学教育研究比率

(単位:百万円)

		4年度	5年度	6年度
教育活動収支	A収入	248	225	207
	支出	507	420	491
	B(教育研究経費支出)	222	167	173
	収支差額	△ 258	△ 196	△ 285
教育活動外収入	受取利息・配当金	2	1	2
教育活動外支出		0	0	0
経常収入		250	226	209
経常収支差額		△ 256	△ 194	△ 282
特別収支差額		△ 4	1	△ 2
B/A教育研究比率		89.5%	74.2%	83.6%

資産運用については、「資金運用に関する取扱規則」を定め、運用対象資産、運用の体制・方法・報告、監査人による点検を定め、堅実な運用を行っている。

なお、元本保証のない運用資産は、令和7年3月末5,286百万円（手元資金の19.0%）、その含み益（簿価と時価の差額）は405百万円のプラスである。

資産運用時価評価額（令和6年度）

（単位：百万円）

	簿価	時価	差額
政府保証債・国債・仕組債	400	387	△ 13
投資信託	1,537	1,960	423
特定金銭信託	3,349	3,344	△ 5
	5,286	5,691	405

本学園は法令に基づき、学園監事による業務・教学監査、会計監査と公認会計士独立監査人の監査が行われている。学園監事は毎会計年度に監査報告書を作成し、理事会、評議員会（会計年度終了後2か月以内）に出席して業務・教学・財務状況、執行状況について報告をしている寄付金の募集、学校債の発行は行っていない。

入学定員充足率の推移については、本学全体として、平成30年度44.2%→令和3年度78.3%→6年度62.0%→7年度75.0%と推移してきている。これは、平成31年度に食物栄養学科を新設（収容定員60名）し、入学定員充足率は上昇傾向にあったが、コロナ禍の影響により4・5年度は音楽科、人間福祉学科の入学生が減少した。令和6年度に入学定員を音楽科30名、人間福祉学科を40名にしたことにより、若干上昇している。

本学にとって、学生確保が喫急の課題であることは、全教職員共通の理解と目標となっている。学生の確保に向けては、本学附属高校に加えて県内総合学科や専門学科の高校などからも多くの入学者を得ることが必要で、そのためには、本学の魅力と地元で学ぶ魅力を理解してもらうことが重要であると認識している。

また、本学附属高校との連携では、校内進路相談会や、2・3年保護者会開催時に相談コーナーを設置して生徒や保護者に対して、質問や相談に応じている。5月の第3学年担任会では、進路を担当する担任の先生へ、本学の特色などについて直接説明する機会を設けている。また各学科とも、本学附属中・高生を対象に連携授業を実施している。音楽科は高大連携授業として生活教養科2・3年生を対象に講師を派遣し「子どもと音楽」を実施している。人間福祉学科と食物栄養学科は、同附属高校生活教養科1～3年生を対象に特別授業や食育・福祉体験授業を本学キャンパスで、同普通科応用文理コース2・3年生を対象に出前授業、本学附属中学1年生を対象に福祉特別授業を実施している。食物栄養学科は、同附属高校調理科1対象に体験授業も開催している。その他、県内の高校に対しても、3学科連携して高大連携授業や課外授業を実施して、教育内容の浸透周知に努力している。法人組織としてアドミッションセンターを設置して附属高校との連携・学生募集にのみならず、県内・県外の学生募集にも機動的に対応し、その成果が着実に出てきている。

本学は学園の教育研究のシンボルかつイメージリーダー的存在であり、存在そのものが、

宇都宮短期大学の入学定員・入学者数・入学定員充足率

		入学者定員(人) 入学者数(人) 入学定員充足率(%)				
		令和3年5月	令和4年5月	令和5年5月	令和6年5月	令和7年5月
宇都宮短期大学		120	120	120	100	100
		94	77	67	62	75
		78.3%	64.2%	55.8%	62%	75%
音楽科		40	40	40	30	30
		26	16	14	25	14
		65.0%	40.0%	35.0%	83.3%	46.7%
人間福祉学科		50	50	50	40	40
		27	26	21	9	27
		54.0%	52.0%	42.0%	22.5%	67.5%
(社会福祉専攻)		30	30	30	25	25
		21	19	15	7	17
		70.0%	63.3%	50.0%	28.0%	68.0%
(介護福祉専攻)		20	20	20	15	15
		6	7	6	2	10
		30.0%	35.0%	30.0%	13.3%	66.7%
食物栄養学科		30	30	30	30	30
		41	35	32	28	34
		136.7%	116.7%	106.7%	93.3%	113.3%

本学については、音楽科に平成 28 年度より邦楽専攻コースを開設、平成 30 年度吹奏楽アンサンブル専攻コースを新設（中高生に人気の高い吹奏楽の指導者や中学校音楽教諭の輩出をめざす）、同時にアンサンブルホールを新設した。令和 8 年度は、「DTM 専攻」を新設することで準備している。

食物栄養学科については、定員を充足しているが、引き続き安定的に新入生を確保でき

るよう広報に努めていきたい。

令和6年度に以下の通り、入学定員を120→100名に変更した。早期に入学定員充足率80%以上の確保ができるよう注力する。

宇都宮短期大学 入学者の実績と目標

		入学者実績			R7/4定員 充足率	入学定員		目標	
		5年度	6年度	7年度		5年度	6年度	11年度	充足率 (入学定員)
宇 都 宮 短 期 大 学	音楽科	14	25	14	47%	40	30	26	87%
	人間福祉学科	21	9	27	68%	50	40	33	83%
	(社会福祉専攻)	(15)	(7)	(17)	68%	(30)	(25)	(22)	88%
	(介護福祉専攻)	(6)	(2)	(10)	67%	(20)	(15)	(11)	73%
	食物栄養学科	32	28	34	113%	30	30	32	107%
合計		67	62	75	75%	120	100	91	91%

※食物栄養学科…H31/4月設置開設

人間福祉学科…H31/4月定員変更 R8/4月健康スポーツ新設予定

音 楽 科 …R6/4月定員変更, R8/4月DTM専攻コース新設予定

人間福祉学科…R6/4月定員変更

毎年、法人全体の事業計画書・予算書と事業報告書・決算書を作成し理事会と評議員会にはかっている。短期大学では、事業計画（予算）と事業報告書（決算書）を全教職員に説明し、年度予算を適正に執行している。中期計画を作成し本学の将来像を明確にしている。

日常的な出納業務は、規則に則った手続きにより処理され経理責任者（短大事務局長）が学長に報告している。法人事務局においても、経理責任者が理事長に報告している。

資産については、専用の管理ソフトを用いて固定資産台帳を備えている。資金についても同様の会計ソフトで処理しており、日々の出納をチェックしており、適切な会計処理に基づき記録し、安全かつ適正に管理している。

資金の運用については、本学園の資金運用に関する取扱規程に基づき、安全性が確保された適切な管理を行っている。資産及び資金の管理運用は学校法人須賀学園寄附行為、資金運用に関する規則に基づき安全かつ適正に管理している。

計算書類・財産目録は、監査法人の学校会計基準及び本法人経理規定に則した指導の下、経営・財産状態を適正に表示している。

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。

- ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
- ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

<区分 基準Ⅲ-D・2の現状>

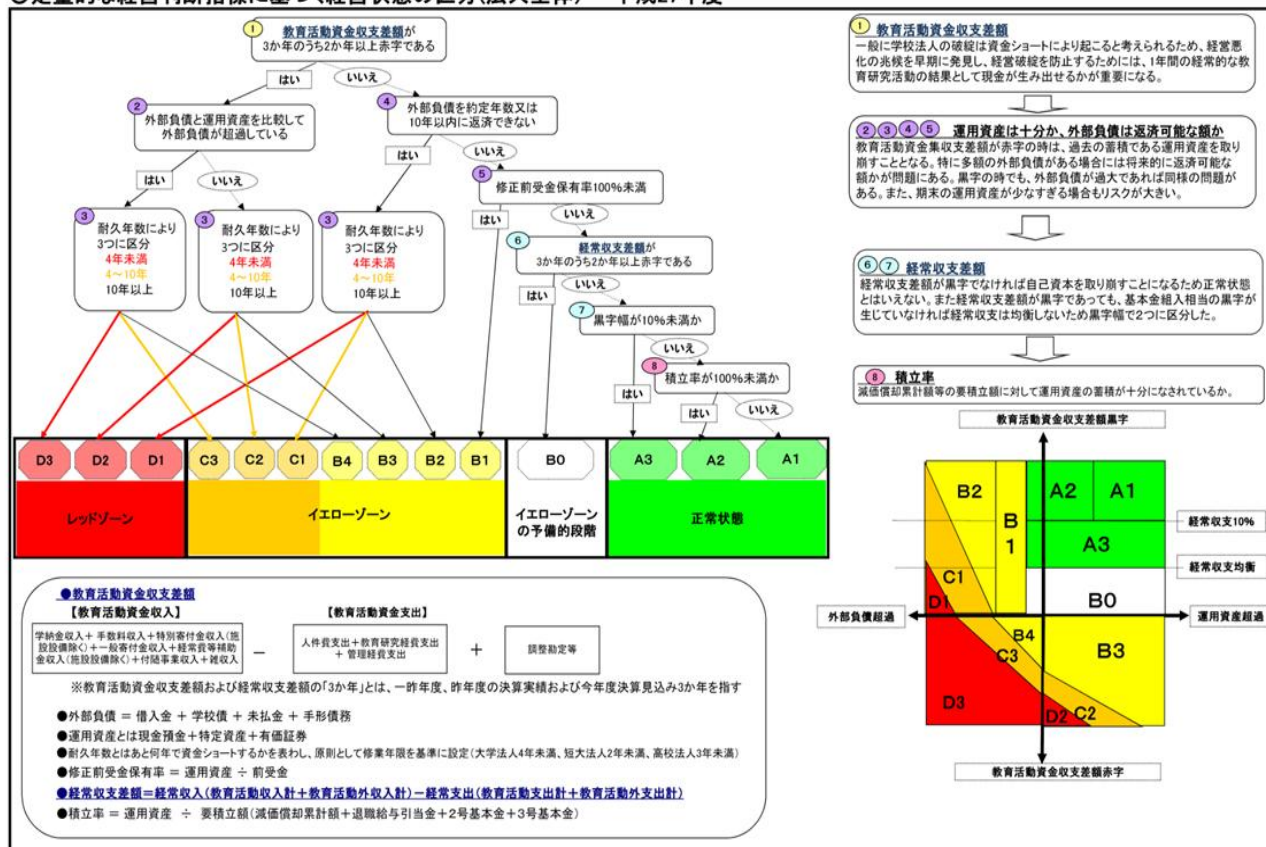
日本私立学校振興・共済事業団の定量的な経営判断指標に基づく経営状態判定表によれば、正常状態のランクのA3であり、財務状況は健全に推移している。

日本私立学校振興・共済事業団 定量的な経営判断指標に基づく経営状態

学校法人 須賀学園 経営判断指標判定表

(単位:千円)			(単位:千円)		
Ⅰ 教育活動資金収支差額が3か年のうち2年以上赤字である		6年度	Ⅱ 外部負債を約定年数又は10年以内に返済できない		6年度
	教育活動資金収入(A)	3,088,285		外部負債	289,452
	教育活動資金支出(B)	2,334,963		判定	○
	調整勘定(C)	3,374			
	教育活動資金収支差額(D)=(A)-(B)+(C)	756,696			
	判定	○			
Ⅲ 修正前受金保有率100%未満		6年度	Ⅳ 経常収支差額が3か年のうち2か年以上赤字である		6年度
	運用資産(F)	27,687,317		経常収入(I)	3,113,218
	前受金(G)	322,775		経常支出(J)	3,079,935
	修正前前受金保有率(H)=(F)/(G)	8577.9%		経常収支差額(K)=(I)-(J)	33,283
	判定	○		判定	○
Ⅴ 黒字幅が10%未満か		6年度	Ⅵ 積立率が100%未満か		6年度
	経常収支差額(K)	33,273		運用資産(F)	27,687,317
	経常収入(I)	3,090,899		要積立額(M)	15,120,592
	黒字幅(L)=(K)/(I)	1.1%		積立率(N)=(F)/(M)	183.1%
	判定	×		判定	○
	判定		判定	A3	

○定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分(法人全体) 平成27年度～



本学は、高等教育機関として、将来にわたり豊かな人間性を備えて地域に貢献できる有為な人材を輩出し、地域の高い評価を得ることのできる大学となることを目指している。本学園の理念及び本学の教育目標・目的を実現することを目指し、本学では中期計画を令和7年度に更新した。現計画(令和7～11年度)は、一般団法人大学・短期大学基準協会の第4期機関別認証評価の短期大学評価基準に合わせて4つの目標と具体的な計画を掲げて、大学全体で取り組んでいる。以下に、主な点を述べる。

①建学の精神と教育の効果では、昨年度、学士力を踏まえた本学および学科・専攻別の教育目的・目標、学習成果、三つの方針を改定し、平成7年4月から施行した。これらの目的・目標、学習成果を達成状況について、各科目の成績評価結果、学科・専攻別および本学全体の成績評価結果を定期的に点検し、PDCAを回しながら教育の効果を高め、教育の質保証を図っていく。教育の質保証のために、大学の内部質保証及びその向上について、大学の使命として計画的・組織的に取り組む。とりわけ大学の目的に適合する質の高い人材の養成を実現するための「教育の質保証」は、大学教育の中心的な目標である。本学の取り組みとして、教育の質保証を最重要項目に置く。

②教育課程と学生支援では、地域のニーズに対応して令和8年度に音楽科に「DTM専攻」を、人間福祉学科社会福祉専攻に「健康スポーツモデル」を開設する。これらの教育課程や教育方法の充実に加えて、これまでの学科の学習成果・教育成果の可視化に取り組む。「全人教育(人間形成の教育)」の理念の下、職業又は实际生活に必要な能力を育成できるよう教育課程を常に検討する。学生支援については、学生が修学を円滑に継続できるよう

奨学金その他の経済的支援をさらに充実する。各種ハラスメント防止啓発体制や学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮、資格・免許取得のための支援、就職・進学支援活動等の充実を実施する。さらに、本学にとって、入学者の確保は喫緊の課題である。一人ひとりの学生へのきめ細かな教育を引き続き実施するとともに、本学の地域への貢献をさらに拡大し、入学者受入れの方針に掲げる意欲、能力を持った学生を県内および周辺の県外から広く集め、定員充足を図る。

広報活動には短大の入試広報委員会と法人のアドミッションセンターを中心としてさらに注力し、恒常的に8割を超える入学定員充足率を維持できるようにする。学生募集のためには、大学紹介の強化を図ることが不可欠であり、オープンキャンパスや春の大学体験講座等の充実と、高校教員に向けた大学説明会実施方法等の改善、在学生や卒業生の母校（高等学校）への紹介、本学の認知度向上のために、長坂キャンパスを活用した公開講座やシンポジウム等を開催し、本学の特徴を周知していく。

③教育資源と財的資源では、本学は文部科学省大学設置基準および厚労省指定規則基準を上回る基幹教員数を維持している。この人的資源を活かして地域貢献活動を継続する。本学は、地域社会の発展に貢献し、地域社会に信頼される知的交流の拠点になることを目指している。今後はさらに地域ニーズに応えたシンポジウム、公開講座、研究会、演奏会等の実施による地域との連携を強化していくとともに、地域福祉開発センターの活動の充実を図っていく。財的資源では、入学者数の減少により収入減になっている。令和8年度に音楽科に「DTM 専攻」を、人間福祉学科に「スポーツ健康モデル」を新設して学生確保に注力していく。

④短期大学運営とガバナンスでは、令和7年度から適用となった私立学校法改正に伴い、日本私立短期大学協会の私立大学・短期大学版ガバナンス・コードが改訂された。本学ではそのガバナンス・コードを適用し、本学・法人の適切な運営を図っていく。このガバナンス・コードに基づき、大学運営を行い、情報公開をしながら、教育研究機関として地域の福祉・文化の向上に貢献できる大学を目指している。

本学では、入学者の状況、卒業生の動向、学生生活に関する調査の結果、高校訪問報告書、学生の卒後評価に係る就職先聴き取り調査結果等をもとに、客観的な環境分析を行い、本学園と本学の強み・弱みを把握し、財政上の安定を確保するための計画策定に役立てている。

入学者の状況、卒業生の動向、学生生活に関する調査の結果からは、学園の強みとして、①学園の教育研究のシンボルかつイメージリーダー的存在であり、本学の存在そのものが附属高校の生徒募集（系列大学は卒業時の受け皿の一つ）にもなっていること、②明治33年（1900年）に創設された学園で、長年にわたりブランドとして地域からの信用が厚いこと、③本学附属高校があることにより高校生の進学ニーズの把握ができていることなどがあげられる。

一方、本学独自の強みとしては、①地域のニーズに沿った人材育成が可能なこと、②学生生活に関する調査の満足度が高いこと、③兄弟・姉妹の入学生があり保護者から信頼されていること、④日常的に卒業生が来校し学生や施設との関係が良好であること、⑤設置基準を大幅に上回るキャンパス・設備があること、さらに、⑥学生のための駐車場が完備されていることと路線バスの停留所が構内敷地内にあるなどである。

反面、弱みとしては、①本学の地理的条件（所在）に関する要因である。本学は、栃木県県央地域にあるが、宇都宮市は、東京に1時間半程度で行ける JR 宇都宮駅や東武宇都宮駅があるため、県央の高校生の目指す進路が東京志向であるという点である。しかし、地域の中には首都圏の大学に経済的に通えない学生、また地元で就職し生活したいと願う学生・保護者が確実に存在する。

また、国全体としての福祉職をめぐる環境の悪さがある。人間福祉学科においては、平成13年開設当初数年は、学生募集は好調で、定員を大幅に上回る学生の応募があった。しかし、その後に発生したコムスン事件やNHKによる風評被害などにより、世の中の福祉職に対するマイナスイメージ（所謂3K など）が定着してしまっている。その後、処遇の改善はされてきてはいるものの、コロナ禍での福祉現場の大変さも強調されている。令和6年度は全国の養成施設数は5年度の296校が279校になり、入学定員数11,139人に対して入学者6,546人で入学定員充足率は58.8%（内訳 新卒者3,084人、離職者訓練生408人、外国人留学生3,054人）であった。外国人留学生は前年度に比べて1,252人増加している。

高校訪問の記録から訪問校で収集した情報をまとめたものでは、国公立・首都圏大規模私大をはじめ4年制大学への進学率が高いこと、専門学校への進学率も高いことから、さらに全体としても高校生の短期大学への進学者が減少し、4年制大学と専門学校とに二極化していることも学生募集が厳しい要因となっているものと考えられる。中でも進学が県外志向であること、福祉分野への関心度が低いこと、県南の佐野・小山・栃木・真岡・益子地区の県内進学者が減少していること、さらに、奨学金制度や就学支援金制度への関心が高いことなどの情報が得られた。

これらに対する対策・検討事項として、①本学の魅力を動画等により発信する、②専門学校や他大学・短大との差別化を訴求する、③進路指導の先生方に理解を深めてもらう、④生徒に直接社会福祉士・介護福祉士の魅力をPRする、⑤宇都宮市の都市の魅力を伝える、⑥地元で学ぶ特典の付することなどがあげられ、実践してきた。特に⑥の得点では「地域創生奨学金制度」「知識力奨学金制度」「一人暮らしスタートアップ支援制度」等の奨学金制度に加え、人間福祉学科介護福祉専攻の学生募集に対して、令和7年度「地域介護人材奨学金制度」を設けて経済的支援の拡大を図ってきた。

一方、平成29年度から短期大学基準協会主催の「短期大学生調査」を毎年実施して、本学の結果と全体集計結果との比較により、本学の強み・弱みを把握している。令和6年度は調査項目が若干変更しているが、「とても重視した」「重視した」または「よくあった」「ときどきあった」と本学が90%以上の評価の高かった項目は、進学を決めたとき重視したものとして、①自分の興味があることや専門分野の内容が学べる、②就職するのに必要な免許・資格が取れる、③自宅から通学できる、があげられた。授業については、①パソコンやタブレットなどの情報機器を使う、②体験的な学習（実習・実験・フィールドワーク）に取り組む、と続いた。入学後の知識の向上については、①専門分野や学科の知識があげられた。宿題や課題に取り組む割合は、87.1%となった。本学についての総合的評価（良い・楽しい・ためになっている）は、「とても思う」「やや思う」が77.8%であった。

逆に、全体集計結果よりも本学の評価が低かった項目は、授業についての項目で、①オンラインで授業を受ける9.2%、②図書館を利用する36.6%、購買施設に満足33.6%あ

た。しかし、令和6年度の学生生活の充実度（充実している・ある程度充実している）は、82.0%になっている。アクティブ・ラーニングによる授業の拡大に加えて、学生全員がChromebookを携帯することで、図書館の利用は減少したものの、事前・事後学習課題等による自学・自習の能力（習慣）の向上やコロナ禍でも対面授業を継続してきた成果と考えている。長い歴史の中で、地域から絶大な信頼を得て、人材供給を行ってきた本学の優位性をアピールしていく必要性を改めて感じている。

本学は北関東最大の都市である宇都宮市にあるが、一方で地元の高校生にとっては首都圏の大学にも十分通学できる立地にもある。本学園は創立以来1世紀以上にわたり約7万人の卒業生を輩出しており、現在、附属中学・高校には約2,300名の生徒が在籍している。学生生徒と教職員が家庭的な雰囲気の中での「面倒見の良い学園」であるという長年の評価を本学も継承しつつ、地域の課題解決に積極的にかかわることで地域にある高等教育機関の役割を果たすことこそが存立基盤と考えている。

地域の中には首都圏の大学に経済的に通えない学生、また地元で就職し生活したいと願う学生・保護者は確実に存在する。そうした学生にとって、本学の「音楽・健康・スポーツ・福祉・栄養」という地域に根ざした人材養成の目的は、まさに地域のニーズに応えるものであると確信している。また、附属中学・高校の生徒や保護者にとって、地元の系列校に進学できるという安心感は、同校の生徒募集上の存在意義としても大きい。

北関東・南東北における「音楽・健康・スポーツ・福祉・栄養」という特色ある生活に必要な学科を有するものとして生き残りを図るために、社会や高校生のニーズに応じられるよう、教育内容を引き続き多様化していくことで魅力を高めていくこととする。

次表は、令和6年度から11年度までの現時点での学生募集中期目標、過去1年間（令和6年度）の収支実績と今後5年間（令和7年度～11年度）の財務目標を示したものである。短大単独での収支の改善は厳しいが、その方策や改善に全教職員で取り組んでいきたい。

学生(入学者)募集中期目標

入学者数／定員数

学 科	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
音楽科	25/30	14/30	20/30	22/30	24/30	26/30
人間福祉学科	9/40	27/40	28/40	30/40	32/40	33/40
食物栄養学科	28/30	34/30	32/30	32/30	32/30	32/30
計	62/100	75/100	80/100	84/100	88/100	91/100

※音楽科…R6年度 定員変更, R8年度DTM専攻コース新設予定

※人間福祉学科…R6年度 定員変更, R8年度健康スポーツを新設予定

宇都宮短期大学中期財務目標

単位:百万円

教育活動収支	中期財務目標					
	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
A 事業活動収入	208	212	245	260	272	284
B 事業活動支出	396	392	387	383	378	374
人件費	270	246	247	249	250	253
教育研究費	79	98	93	88	84	80
管理経費	47	46	44	42	40	39
A - B 差引収支	△ 188	△ 180	△ 142	△ 123	△ 106	△ 90

(注) 減価償却を除く。数値は百万円単位で四捨五入した。

人事計画については、文部科学省・厚生労働省の法令遵守を基本に実施しており、適切に行われている。また、食物栄養学科の教員の年齢構成が比較的高くなっていることから、順次、年齢構成を改善していく予定である。

施設設備の将来計画については、設備更新を随時予定している。外部資金の獲得は、特にない。また、遊休資産はなく、処分等の計画もない。経営情報については、毎年4月の教授会において財務状況についての説明が学長からなされ、公開されている。全教職員が危機感を共有し、一丸となって経営改善していくための意思統一をしている。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

定員の充足率を高めるとともに、運営コストも教育研究の質に影響しない範囲で効率化を図り、宇都宮短期大学単体としての収支改善をめざす。

<基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

本学にとっては、短大単体の財務の改善には学生の確保が最大の課題であり、魅力ある履修コースや学科の増設等により学生募集に注力するとともに、運営コストも教育研究の質に影響しない範囲で効率化を図ってきた。本学単体としての黒字転換をめざし、健全な経営をするために中期財務計画により努力していく。平成30年度からカリキュラムを拡充して、音楽科は吹奏楽・アンサンブル専攻コースを新設した。平成31年4月、食物栄養学科（定員30名）を新設した。このことにより、入学者は定員120名に対して平成28年度57名が令和2年度は80名に増加したが、令和5年度は67名（入学者率55.6%）に減ってしまった。そのため、令和6年度に音楽科と人間福祉学科の定員を減少して100名とし、募集活動を実践してきた。令和7年度の入学者数は75名（入学者率75.0%）になった。

SD活動については、平成27年度に規程を整備し、以後、毎年継続して実施している。

6年度は、日本私立学校振興・共済事業団助成部「令和6年度助成部相談会・説明会」、関東私立短期大学協会「令和6年度教職員研修会」、文科省関係機関「令和6年度階層別サイバーセキュリティ研修会」、日本私立短期大学協会「令和6年度私立短期大学学生生活指導担当者研修会」、日本私立短期大学協会主催「地方創生2.0に向けた私立大学・短期大学と自治体との連携強化に関する説明会」、日本私立学校振興・共済事業団「私学共済事務担当者研修会」、及び本学園主催の「パワハラ防止とホスピタリティマナー」等を実施した。参加担当者は、事務職員に研修内容を報告しての資質向上、スキルアップにつなげている。さらに事務職員の業務分担を明確化するとともに大学・短期大学共通のアドミッションセンターを中心に入試広報・募集活動を行うとともに、そのための事務職員2名を増員している。

設備関連では、学生が携帯しているChromebookのスムーズな操作のためのWi-Fi環境の拡充やピアノ等楽器を継続的に更新した。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

本学の最大の課題は、入学定員の充足率を上げることである。福祉人材の中でも介護人材の育成は、高齢者福祉の2025年問題として国家的な課題であったが、介護職を目指す高校生は激減している。令和6年度に音楽科の入学定員40名を30名に、人間福祉学科社会福祉専攻の入学定員30名を25名に、介護福祉専攻の定員20名を15名に削減した。食物栄養学科の入学者数は安定しているが、福祉の大切さと待遇改善を周知し、さらに令和7年度より本学独自に地域介護人材奨学金制度を設け授業料の半額相当の給付を実施して学費の軽減を図り、介護の入学者増を図った。また、令和8年度に、音楽科に「DTM専攻」を、人間福祉学科社会福祉専攻に「スポーツ健康モデル」を開設することとした。入学定員充足率の向上を目指して教職員一丸となり募集活動を進めていく。

さらに、本学の魅力を地域住民に知っていただくための地域貢献活動を、専任教員の人的資源を生かして活性化し、入学者数の増加につなげていきたい。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]

[区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
 - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
 - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
 - ③ 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
 - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
 - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
 - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
 - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
 - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
 - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
 - ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
 - ② 理事は、私立学校法の役員の選任の規定に基づき選任されている。
 - ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

<区分 基準Ⅳ-A-1 の現状>

本学園の創立者須賀栄子の甥（第 2 代理事長、初代学長須賀友正）の孫である現理事長（第 4 代学長）須賀英之は、先代の長男として父親から受け継いだ本学の建学の精神を誰よりも理解している者である。昭和 52 年 4 月に東京大学経済学部を卒業後、日本興業銀行（現みずほ銀行）に入行し、同行の人事部副調査役、産業調査部主任部員、本店営業部・業務部副部長などを歴任した。その後、人間福祉学科創設の前年（平成 12 年 10 月）に戻り、平成 13 年 4 月に本学副学長に就任したあと、平成 16 年 4 月に本学学長に就任、平成 31 年 4 月に学校法人須賀学園理事長に就任した。この間、約 24 年余りにわたり、創立者の教育理念・目的を実践して、本学と本学園の発展に寄与してきた者である。

現在は、学校法人須賀学園理事長、宇都宮共和大学学長、宇都宮短期大学学長、同附属中学校長・高等学校校長を務めている。

公職としては、栃木県次期プラン及び総合戦略策定懇談会会長、栃木県私学審議会副会長、栃木県文化振興審議会会長、栃木県楽友協会会長、栃木県交響楽団会長、宇都宮市産業協議会会長、宇都宮まちづくり推進機構理事長、栃木銀行社外監査役などを務めている。

理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与し、学校法人を代表し、その業務を総理している。毎会計年度終了後2月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績(財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書)を評議員会に報告し、その意見を求めている。

また、理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識し、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。

理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。理事は、私立学校法の役員の選任の規定に基づき選任されている。また、寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

<テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの課題>

引き続き、法令遵守に則った理事会等の学校法人の管理運営体制を堅持していく。

<テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの特記事項>

理事長は、本学園の創始者須賀栄子の甥の孫であり、本学園の建学の精神・教育理念、教育目的・目標を誰よりも理解している。人格が高潔で学識が優れ、125年の歴史をもつ本学園の第4代目理事長であり、宇都宮共和大学学長、宇都宮短期大学学長、同附属中学・高等学校校長を務めている。また、公職として栃木県のような要職を務めている。地域で求められ教育の質やニーズを多方面から常に把握し、地域貢献と地域住民の豊かな生活の実現に向けた大学の発展のために理事会を適切に運営している。

[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]

[区分 基準Ⅳ-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
 - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
 - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
 - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に

向けて努力している。

④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續を定めている。

⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。

⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。

(2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。

① 教授会を審議機関として適切に運営している。

② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。

③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。

④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。

⑤ 教授会の議事録を整備している。

⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。

⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

<区分 基準Ⅳ-B・1の現状>

学長須賀英之は本学の教育運営の最高責任者として、学則第 36 条の 3 に基づいた学長の権限と責任において、教授会における教員の意見を十分に参酌して、最終的な判断を行い、リーダーシップを発揮している。

また、宇都宮短期大学学長選考規程により選出された学長は、教学運営の職務遂行に努めている。人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有すると認められる者である。このことは学長の経歴と地域における幅広い公的な職務からも言える。

学長は、本学園創始者須賀栄子の教育方針に基づく建学の精神を、入学式や学位授与式の式辞等で広く述べるだけでなく、建学の精神に基づく教育研究を推進し、本学の教育の質向上及び経営基盤の充実に向けて努力している。

懲戒については、学則第 28 条に学長は、学生が学則に違反し、あるいは学生の本文にもとる行為をしたときは、教授会の議にもとづいて懲戒する、第二項に懲戒はその情状により訓告、受験停止、停学及び退学とすると定めている。これらの処分の手續きに関することは学生の賞罰に関する内規を定めている。懲戒の対象となる行為は、学則第 28 条第二項の他に、①著しく人権を侵害する行為犯罪行為等、社会の秩序を乱す行為、②犯罪行為等、社会の秩序を乱す行為、③学生の本文にそむき、本学の名誉を乱す行為、④本学の学則および規程等に違反する行為、⑤試験における不正行為、⑥論文等における学問的倫理に反する行為、⑦本学の教育・研究活動を妨害する等、本学の秩序を乱す行為とし、学長は、学生に対する懲戒の手續を定めている。

一方、学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督しているが、須賀学園理事長・宇都

宮短期大学学長のみでなく、系列校の宇都宮短期大学附属中学校、高等学校校長、宇都宮共和大学学長を兼務し、多忙であるため、本学には副学長を、附属中学・高校には教頭2名を、宇都宮共和大学には副学長をそれぞれ置いている。これらのマネジメントスタッフが、学長の業務をサポートしている。

本学では宇都宮短期大学運営委員会規程に基づいて、定期的（月1回以上）に運営委員会を開催して、学長、副学長、各学科長、事務局長で懸案事項や施策を審議し、教授会に先立って学内のきめ細かい連絡調整を行っている。

以上のように、学長は、自らをサポートする体制を組織的に作って、リーダーシップを発揮することで、教学運営最高責任者としてその権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。

学校教育法第93条および本学学則・本学教授会規程に基づいて、学長は、教授会を審議機関として適切に運営している。あらかじめ教授会が意見を述べるべき事項を教授会で周知している。これらは、教授会に先立って開催される各学科の専任教員会議で審議・検討され、意見がある場合は、事前に学科長より学長に意見を述べている。教授会の議事録は、事務局が整備している。なお、宇都宮共和大学と本学の合同教授会は実施していない。

学習成果及び三つの方針については、関係する各委員会により案が作成され、専任教員会議で検討された後、教授会において審議の上、学長が決定し、周知されている。よって教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を十分に有している。

宇都宮短期大学組織規程に基づいて、教育研究上の各委員会等を設置している。各委員会の委員会規程には、「設置・目的・職務・構成・運営・採決等」が定められ、この規程に基づいて運営されている。

＜テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの課題＞

引き続き、学長のリーダーシップのもと組織的に教育研究活動を実施していく。

＜テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの特記事項＞

学長は、法令遵守とともに学内では常に諸規程を見直し、規程にもとづき、リーダーシップを発揮している。教育の質の向上については、建学の精神「全人教育（人間形成の教育）」をもとに、変化する地域・社会情勢の中で新たな情報収集を行い、グローバルな視点を持つ教育内容の充実を図り、教職員との情報を共有し、学生ひとり一人の素質を伸ばすきめ細やかな学生指導の実践を促進している。

[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]

[区分 基準Ⅳ-C-1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。]

- (1) 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している。

<区分 基準Ⅳ-C-1 の現状>

監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。監事は、学校法人の業務・教学及び財産の状況について監事 2 人により適宜監査し、学校法人の業務又は財産の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。また、監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している。決算及び年度期中の監査について公認会計士に必要な説明を求め、監査結果の説明を受けるなどして財務諸表類が適正に記載され、会計処理が正確になされていることを確認している。

監事は、学校法人須賀学園監事監査に関する取扱規則に基づき、学校法人須賀学園の業務・教学又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している。この監事業務を遂行するために法人事務局に監事担当者を置き、理事長室の隣に監事室を設けている。また、理事会・評議員会には毎回出席して意見を述べている。

[区分 基準Ⅳ-C-2 評議員会は法令等に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]

- (1) 評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

<区分 基準Ⅳ-C-2 の現状>

評議員会は学校法人須賀学園寄附行為の規定に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。本法人の「寄附行為」に定める理事数は、定数 7～13 人で、令和 6 年 4 月 1 日現在 8 人、評議員数は定数 16～27 人で、現在 17 人である。評議員は、理事の定数の 2.1 倍で、評議員会は理事の定数の 2 倍を超える数の評議員をもって、組織している。

評議員会は、私立学校法の評議員及び評議委員会の規定に従い、運営している。評議委員会は定例で年 3 回開催した。評議員は下記に掲げる諮問事項について規定に基づき運営している。

- 一 予算及び事業計画
- 二 事業に関する中期的な計画
- 三 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- 四 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じの支給基準）
- 五 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- 六 寄附行為の変更
- 七 合併
- 八 目的たる事業の成功の不能による解散
- 九 寄附金品の募集に関する事項
- 十 その他この法人の業務に関する重要事項で、理事長において必要と認めた事項

また、理事会において決議された決算及び実績の報告は、理事長が監事の意見を付して評議員会に報告し評議員の意見を求めている。以上のことから、評議員会は私立学校法評議員及び評議員会の規定に従い運営している。

[区分 基準Ⅳ-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法に定められた情報を公表・公開している。

<区分 基準Ⅳ-C-3の現状>

本学は、学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。また、私立学校法の規定に基づき、財務情報をそれぞれホームページに公開している。本学は、短期大学として常に高い公共性と社会的責任を有していることを意識し、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。

<テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの課題>

令和5年4月に私立学校法人のガバナンス改革のために、改正私立学校法が成立した。本学では、これまで私立学校法を遵守してガバナンスを定めて実施してきたが、改正私立学校法に基づき、7年度の実施に向けて具体的内容を確認し、令和7年4月1日に改訂した。新ガバナンス・コードに基づいて運営していくことが課題である。

<テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの特記事項>

法令を遵守しながら私立学校の任務を達成するためにガバナンスを強化し、コロナ禍あっても対面で学ぶ大切さを学生と共有し、感染対策を講じながら教育を実践してきた。入学者数は、音楽科と人間福祉学科では減少したが、入学した学生の教育・学生生活の満足度は高く、就職・進学希望者は全員叶えた。

＜基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

前々回の認証評価時は、須賀学園全体としての財務状況は健全で懸念はないものの、本学単体では、音楽科・人間福祉学科を合わせた定員充足率が5割未満であった。このため既述の学科、コースの増設を行ったが、収支は、赤字であった。本学にとって最大の課題は、学生確保に努めることであり、ガバナンスを強化し、本学単体としての収支状況を改善に向けていくことであった。

平成31年度から食物栄養学科を新設したことにより、入学者の増加を図ることができた。これにより入学定員充足率は、宇都宮短期大学全体で平成28年度の47.5%から令和3年度には78.3%まで回復した。しかし、4年度は64.2%に減少した。コロナ禍により、音楽や福祉分野を希望する高校生が減少し、5年度の定員充足率は55.8%に低下した。このため、令和6年度には音楽科、人間福祉学科の定員減を行った。6年度の入学定員の充足率は62%となったが、令和7年度は75.0%になった。更なる向上に努めることとしている。

引き続き、法令遵守に則った理事会等の学校法人の管理運営体制を堅持しながら、学長はリーダーシップを発揮していく。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

私立学校法の改正に伴う学校法人のガバナンス・コードを改訂した。新ガバナンス・コードに基づき、管理運営をしていく。

以上